



Title	初期議会における帝国大学財政
Author(s)	羽田, 貴史
Citation	北海道大學教育學部紀要, 33, 211-253
Issue Date	1979-03
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/29198
Type	bulletin (article)
File Information	33_P211-253.pdf



[Instructions for use](#)

初期議会における帝国大学財政

羽田 貴史

The Finance of Imperial University on the Early Imperial Diet

Takashi HATA

目 次

はじめに	211
I. 帝国大学財政制度の理念と構造	212
1. 帝国大学財政制度の基本的性格	212
2. 憲法第 67 条—会計法補則における政府不同意権	214
II. 第一議会における憲法第 67 条と帝国大学予算	218
1. 1891 年度帝国大学予算要求と査定案	218
2. 憲法第 67 条問題と査定案	222
3. 「資金」下付構想の破産	224
III. 第二議会における 1892 年度予算と第三議会	227
1. 1892 年度帝国大学予算要求と査定案	227
2. 査定案をめぐる経過と前年度予算施行権	230
3. 第三議会における貴族院・衆議院の対立と詔勅	232
IV. 第四議会と 1893 年度帝国大学予算	235
1. 帝国大学への予算削減の影響	235
2. 1893 年度帝国大学予算要求と査定案	242
3. 査定案をめぐる経過と詔勅	246
ま と め	248

はじめに

筆者はすでに官立学校及図書館会計法 (1890. 3. 27 法 26) の成立によって形成された帝国大学財政制度の理念と構造について検討を加えた¹⁾。そこでは、帝国大学財政制度が、議会の容喙を避けるために、「資金」を保有し、これに基づく収支運用を行なう特別会計²⁾の形態をとっていたこと、同時に、明治財政制度の持つ諸条項によっても保護されていた点を明らかにした。憲法第 67 条における大権に基づく既定の歳出等に対する政府の不同意権、同 68 条の継続費、同 69 条の予備費、同 70 条の緊急支出、同 71 条の予算不成立の際の前年度予算執行制度などがこれである。

本稿は、こうした性格をもつ帝国大学財政制度が、帝国議会において立憲自由党・立憲政進黨が「民力休養・地租改正」のスローガンを掲げ、その財源として冗官冗費削減を主張し、予算削減闘争を展開する政治過程のもとで、いかに機能したかを検討課題とする。

特に、帝国大学における財政制度の性格を議会の容喙を排し、天皇を頂点とする行政権の優越性を確保する絶対主義的なものと把握した時、議会の予算審議過程における財政制度の機能分析が重要な課題と考える。この点で、初期議会³⁾において重要な役割を果たしたのは憲法第67条と71条であり、本稿の叙述も两条項の機能とその限界の分析を中心に行なうこととする。

対象とする時期は、第一議会から第四議会までの三年間である。その理由は、第67条および71条は、経常部における俸給及諸給・庁費・修繕費の保障には一定の役割を果たしたものの、帝国大学の拡張に伴う新規事業を予算の面から支えるには、有効ではなく、しかも経常部についてさえ、議会内で民党(民力休養・地租改正を主張する立憲自由党・立憲改進黨)が優位を占める局面では、一定の削減を余儀なくされ、第67条にのみ依拠するだけでは帝国大学拡張を実現することができなくなるのが、この時期だからである。

筆者の直接の課題は、帝国大学予算決定過程における憲法第67条及び同71条の機能分析だが、民党の予算削減は、帝国大学のみならず高等中学校・高等師範学校等の高等教育機関の上にもあらわれ、この削減を防止するのにも憲法第67条、71条が働いた事実から、これら官立学校予算決定過程も検討の素材とする。

〈注〉

- 1) 拙稿「帝国大学財政制度の理念と構造」(修士論文要旨)『北海道大学教育学部紀要32号』pp. 189-193.
- 2) 特別会計制度とは、会計法(1889. 2. 21 法4)30条「特別ノ須要ニ因リ本法ニ準拠シ難キモノアルトキハ特別会計ヲ設置スルコトヲ得」により、法律をもって設置されるもので、その特徴は、「資金」もしくは「資本」と呼ばれる一会計年度内に消費しつくされない金銭を保有し、ここからの収入を含めて経理活動を行なうところにある。つまり、「資金」の保有によって生じる会計法上の諸原則(国庫統一主義、予算統一主義)の例外を制度化し、行政権の自由な活動を保障するためのものといえよう。
- 3) 初期議会とは、第1-6議会(1890-1894)について言われているが、その最大の特徴は、藩閥政府と民党の激しい対立・抗争の展開過程であり、論者によっては「一步を誤れば天皇制を根底から脅かす政治的危機の頂点でもあった」(井上清『日本の軍国主義 II』)とする評価すら与えている。また同時にこの過程は、民党が藩閥政府に妥協・接近し、絶対主義天皇制を支える存在として自己を確立する過程でもあった。

I. 帝国大学財政制度の理念と構造

1. 帝国大学財政制度の基本的性格

大日本帝国憲法(1889. 2. 21)の「会計」¹⁾条項、会計法(1889. 2. 21 法4)、会計法補則(1890. 8. 2 法57)、会計規則(1887. 4. 30 勅60)および官立学校及図書館会計法(1890. 3. 27 法26)、同会計規則(1889. 3. 27 勅53)などにより構成され、帝国大学財政を規律している法制を、筆者は帝国大学財政制度と呼ぶ。

帝国大学財政制度の特徴は、二重の意味において議会の予算審議権を排し、帝国大学の財政を確保せんとしたところにあった²⁾。すなわち、第一には、明治財政制度が、富国強兵政策を推進するための強力な行政権力の創出をはかる目的に貫かれたものであり、財政活動そのものを行政活動に付随する行政行為の一環とした上で帝国議会の「協賛」を認め、更にこれに対する例外、制限条項を設けて議会の審議権を弱体化させていたことである。憲法の「会計」条項は、新規に租税を課し税率を変更する際には法律によること(租税法律主義)を規定(憲法第62条1項)していたが、同時に行政上の手数料や収納金をその例外(同2項)としており、ま

た、歳入出予算は帝国議会の協賛を要し(憲法第64条1項)、衆議院に先議権があるが(同第65条)、一方では憲法上の大権にもとづく既定の歳出、法律上の結果又法律上政府の義務に属する経費の廃除削減に関する政府の不同意権(同第67条)、継続費(同第68条)など予算審議権を制限する諸規定をおいていた。更に、予算不成立の際には前年度予算執行ができることとし(同第71条)、予備費(同第69条)、緊急支出制度(同第70条)によって、行政権が予算に拘束されず、財政支出をなしうる途を設定したのである。帝国大学財政も当然のことながら、これらの諸条項により、議会の予算審議権から保護されていた。

第二に、帝国大学財政制度が官立学校及図書館会計法によって、「資金」を保有する特別会計制度として成立していたことである。特別会計は、そもそも一会計年度内に消費されつくすことのない「資金」を設定し、ここからの収入によって行政権の自由な活動を保障しようとするものである³⁾。帝国大学をはじめとする官立学校会計が、特別会計として成立した理由は、帝国憲法の制定と帝国議会の開設を控え、「民力休養・地租改正」を標榜する諸政党が、地租改正の財源として冗費節減を主張し、帝国大学に対し、その官僚的性格をも対象とした批判を加えていたところにあった⁴⁾。帝国議会の予算審議権の影響を蒙らずに、帝国大学事業を進展させることが、藩閥政府の課題となっていたのである。

官立学校及図書館会計法の制定に際しての、文部省説明⁵⁾は同法の立法意図を次のように語っている。まず、官立学校事業について「国家ノ枢機ニシテ学政上欠クヘカラサル施設タリ而シテ其教育タル国家的ニ経営スルヲ要シ国家ノ必需ニ応スヘキモノニシテ私設ニ委スヘカラス」とした上で、「工業製作一般事務ノ如キ有形事業」と「学問ノ講究子弟ノ養成ノ如キ無形事業」とに区分し、前者は一時に成功できるが後者は「然ラス 之ニ従事スル者ヲシテ相当ノ限界内ニ在リテ独立ノ精神ヲ持シ確定ノ方法ヲ得セシメルヘカラス 若シ目前ノ小故ヲ持テ其事ヲ変更シ一時ノ政党論ヲ以テ其業ヲ左右スルカ如キアラハ到底高尚着実ノ志操ヲ持シ恒久共同ノ念慮ヲ以テ良針路ニ達スルコト能ハサルヘシ」と、「政党論」に影響されない「確定ノ方法」の必要性を訴える。そのために、文部省説明は「教育ノ為ニ適當ノ組織方法ヲ設クルコト緊要ニシテ特ニ資金ヲ有セシムルヲ良計トナスナリ」と、「資金」の保有を主張するのである。

帝国大学の財源は、大きく区分して、政府からの支出金、授業料・利子収入など帝国大学の収入、民間等からの寄付金であるが、動産不動産を含む広範な「資金」⁶⁾を設置し、ここからの収入を増加させることによって、議会における時々予算審議に拘束されない安定した財源を創出する意図を持っていたのである。

第1表 1890年度帝国大学歳入内訳(1890.1~12)

科 目	額 (円)	比 率 (%)
政府支出金	386,582	82.5
授業料	19,536	4.2
医院収入	48,295	10.3
雑収入	8,949	1.9
用途指定寄付金	5,006	1.1
合 計	468,369	100

備考 (1) 『東京大学年報』より作成。
 (2) 円未満切り捨て。以下同じ。
 (3) 利子収入は雑収入に含まれる。

第2表 帝国大学資金表(1890.12)

区 分	額 (円)
維持資金	47,775
特別資金	8,409
合 計	56,184

備考 (1) 『東京大学年報』より作成。
 (2) 維持資金とは一般の経費に宛てるもので、特別資金とは用途を指定したものである。

特別会計制度として出発した当初の帝国大学財政制度において、財源としての「資金」はさほど大きな比重を占めていなかった。「資金」概念の広範さから、授業料収入・医院収入を含み、用途指定寄付金と政府支出金を除いた歳入を、「資金」からの収入として把えうるが、特別会計に移した当初は20%に満たず、なおその後も歳入の過半を越えることはなかった。

特に、狭い意味での「資金」である動産(預金・公債)から生じる利子収入はきわめて低水準であり、1890年12月末日の帝国大学維持資金から5%の金利によって得られる収入は、わずかに2,400円にも満たない(全歳入の0.5%)。つまり、特別会計の設置による「資金」の保有は、直ちに帝国大学財政の安定をもたらすものではなく、その蓄積がはかれなければならなかった。

そのための最も有効な手段は、基本金の交付であり、したがって以降はいかにこれを実現するかが立法意図を貫徹するための重要な課題となった。

先の文部省説明も、この点を次のように述べている。

「……故ニ従来官立学校ニ於テ一個人ノ寄付金等ヲ收受スルコトヲ得セシムルトセハ国家ニ於テモ亦自ラ便宜計画スルコト切要ニシテ後來国庫ニ餘贏アリ又別ニ不動産等アルトキハ臨時之ヲ学校ノ資金ニ加ヘ且便宜授業料等ノ収入ヲ使用セシムルノ外之ヲ蓄積セシムルカ如キハ不当ノ事ニアラサルヘシ」

2. 憲法第67条一会計法補則における政府不同意権

また、帝国大学財政を初期議会期において大きく支えた制度として、憲法第67条への不同意権の意義を見過すことはできない。

(1) 憲法第67条一会計法補則の制定趣旨

憲法第67条は、天皇大権に基づく既定の歳出、法律上の結果又は法律上政府の義務に属する歳出について、議会在が廃除削減を加える場合、政府の同意を得る事を規定していた。

天皇大権に基づく既定の歳出とは、藩閥政府の半官的憲法解説書『憲法義解』⁷⁾によれば、「天皇ノ大権ニ依レル支出、即チ行政各部ノ官制陸海軍ノ編制ニ要スル費用文武官ノ俸給并ニ外国条約ニ依レル費用ニシテ憲法施行ノ前ト施行ノ後トヲ論セス予算提議ノ前ニ既定マレル經常費額」を指しており、法律の結果に由る歳出とは「議院ノ費用議員ノ歳費手当諸般ノ恩給年金法律ニ依レル官制ノ費用及俸給ノ類」であり、また法律上政府の義務に属する歳出とは「国債ノ利子及償還会社営業ノ補助又ハ保證政府ノ民法上ノ義務又ハ諸般ノ賠償ノ類」である。

憲法第67条は、帝国憲法起草過程において、ヘルマン・ロエスレルの強い示唆をうけて成立した。帝国憲法の起草は、1886年の11月ごろ、井上毅の調査立案活動によって開始される⁸⁾。

井上は、ロエスレル、モツセ、グナイスト、ピゴットらの外人顧問に種々の質問を送り、起草立案の参考とした。井上が、天皇大権をいかに扱うか質問したのに対し、ロエスレルは天皇の特権を明記する必要性を説き、「国王ト議院トノ間ニ起ル無数ノ争論ハ此議稅權ヨリ生ズルモノニシテ實際国王ノ権力ナキニ至ラシムルモノハ即チ此權ナリ予ハ日本憲法ニ於テ議院ノ議稅權ヲ如此擴張セズンテ既ニ陳ヘタル如ク明文ヲ以テ或ル区域ニ止ムルヲ可トス故ニ皇帝ノ憲法上ノ權利ニ基テ予算ニ掲ケタル政府ノ支出ニ対シテハ議院ヲシテ嘴ヲ容レシムベカラズ」⁹⁾と、天皇の憲法上の権利に基づく政府の支出に対して議院の干渉を禁ずべきと述べた。

また、井上が「稅權ヲ政府ノ手中ニ存スル為ノ方法」¹⁰⁾を書き送り、議会の予算審議権制限に関するロエスレルの見解を求めたのに対し、ロエスレルは「現行ノ法律又ハ其他ノ權利上ノ名義ニ基ツキタル徵収及現行ノ法律又ハ政府ノ法律上ノ義務ニ基ク支出又ハ皇帝ノ憲法上

ノ権利ニ拠ル所ノ支出及之ニ充ツル為必要ナル費目ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス¹¹⁾ という原則を提案し、議院の議税権を行政権に従属させることを主張した。また、1897. 4. 30 に憲法全体のまとまった草案として提出した「日本帝国憲法草案 (Verfassungsentwurf v. Rösler)」第 82 条では、会計予算表に対する国会の承諾を「……現行ノ法律又ハ其他ノ権利名義ニ基ク収入ノ徴収ニ及ホサス又ハ現行ノ法律若クハ其他国家ノ法律上義務ニ基ク支出或ハ天皇憲法上ノ権利ニ依テ定メタル支出ノ支弁及此支出ニ充ツル為必要ナル金額ニ及ホサ、ルモノトス¹²⁾」と規定していた。

井上は、議院の予算議定権を制限することを当然としていたが、支出承諾権そのものを否定することには消極的だったらしく¹³⁾、1897 年の 4 月下旬から 5 月にかけて作成した「試草甲案」「試草乙案」には、ロエスレルの「日本帝国憲法草案」第 82 条のように支出承諾権を否定する条文はなく、「甲案」第 59 条「帝室費及特別ノ法律ヲ以テ定メタル歳出歳入又ハ法律ニ依リ政府ノ義務ニ於テ必要ナル歳出ハ之ヲ予算ニ掲クルモ毎年決議スルノ限ニアラス¹⁴⁾」において、支出承諾権の例外条項をおくにとどまっていた（「乙案」では第 62 条になっている）。

また、「甲案」「乙案」をもとに、伊藤博文が加筆修正を加え、伊藤の加筆修正をもとにして作成されたいわゆる「夏島草案」（1887 年 8 月中旬）においても、第 80 条「帝室費又ハ法律ニ依リ生シタル政府ノ義務ヲ履行スルニ必要ナル歳出ハ之ヲ予算ニ掲クルモ毎年議決スルノ限ニアラス」と定めてあるだけで、天皇の大権による行政上の支出に関し、議会の議決を否定する内容とはなっていなかった¹⁵⁾。

「夏島草案」第 80 条に対しロエスレルは、帝国議会が予算を議決することを口実として政府の行政権の施行に干渉することを許すべきでないのは自分の一貫した持論であり、もし許したなら政府と国会の間に争いがたえない、とのべる。そして、第 80 条では、政府が陸海軍備を拡張したり、新たに官庁を設け或は官吏の俸給を増加しようとする時、政府が専行しうるか否かは疑問であり、「夏島草案」第 85 条の予算不成立の際の天皇勅裁権は、常に用いるべきでないからロエスレル案第 82 条のように、予算に関する国会の承諾は天皇の憲法上の権利により定められた支出に及ぼすことなき記載をおくことを提案した¹⁶⁾。

この意見はその後、「二月草案」¹⁷⁾において、第 67 条「憲法上ノ権利ニ基キ又ハ法律ノ効果ニ由リ又ハ帝国議会ノ議決ニ依リ生シタル政府ノ義務ヲ履行スルニ必要ナル歳出ハ之ヲ予算ニ掲クルモ毎年議会ノ承認ヲ経ルノ限ニアラス」として採用された¹⁸⁾。

その後、「二月草案」を土台とした枢密院への憲法諮問案では、より議会の議定権を制限する主旨を打出し、「天皇ノ憲法上ノ大権ニ基ケル歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ帝国議会ノ議決ニ由リ生シタル政府ノ義務ヲ履行スルニ必要ナル歳出ハ之ヲ予算ニ掲クルモ帝国議会ハ政府ノ承諾ヲ経スシテ既定ノ額ヲ廃除シ又ハ削減スルコトヲ得ス¹⁹⁾」と修正した。

同条文は、枢密院の審議、再審議を経て、「既定ノ額」が天皇大権に基づく支出のみに当るように修正したほか、「天皇ノ」を削除して成文の形となり施行されたのである²⁰⁾。

かくて、三つの支出については議会の廃除削減は、政府の同意を要することとなったが、同時に議会開設の際には第 67 条の解釈が一大争点となるだろうことが予測された。憲法が公布された年の 5 月、井上毅は「憲法第 67 条施行意見」と題する文書を起し、憲法第 67 条が来たるべき議会において一大争点となるだろうから、紛議の余地を遺さないために法律により明文化すべきだと主張した²¹⁾。

彼は次のように述べる。

「憲法義解ニ憲法上ノ大権ニ基ツケル歳出トハ行政各部ノ官制陸海軍ノ編制ニ要スル費用文武官ノ俸給並ニ外国条約ニ依レル費用ナリト謂ヘリ 然ルニ行政各部ノ官制ニ要スル費用トハ果シテ何等ノ事物ヲ指スカ何等ノ定限アルカ官制其人ニ限ルカ又ハ其ノ物ニ及フカ修繕費ハ官制ニ要スルモノナルヤ否ヤ政府ハ之ヲ要ストスルモ議會ハ之ヲ要セスト認ムルコトナキヤ畢竟スルニ其ノ要不要ハ各人ノ思想ニ係統スルモノト謂ハサルコトヲ得ス而シテ議會ノ初会期ハ最先ニ議論紛起シテ殆ト底止スル所ナキヲ見ン」²²⁾

特に、「既定ノ歳出」については、「前年度ノ予算ニ於テ既定マレル歳出」「前年度ノ予算ニ於テ既定マレルモノ並ニ議會開設前勅令ニ依テ定マレル歳出」「専ラ前年度ニ於テ帝國議會ノ協賛ヲ経タルモノ、ミ」と三様に解釈がわかれており、議会で弁明することは至難だから、法律により一定させるべきだといっているのである。

政府は、まず1890年度予算の調製に於て、第67条及第68条に規定する歳出の費目を明確にし、「紛争ノ緒ヲ断チ置ク」こととした²³⁾。しかし、法律によって明確化するかどうかは、政府部内でも反対意見があり、追て決定することになった²⁴⁾。反対意見の一つは大山巖陸軍大臣の「既定歳出ノ法案ニ対スル意見」²⁵⁾である。「同意見」は、陸軍の編制に対する経費は「事業ト目的ノ消滅セサル限り即チ編制完備ノ域ニ至ル迄毎年増員ニ伴フ処ノ費途費額ハ毫モ阻断中止セラルルコトナキモタルヘシ」と述べ、既定の歳出を法律で明確化することはかえって不利であるから、「事実問題トシテ唯一ノ政略ニ依ルノ手段ヲ取ラレンコトヲ望ム」と提案する。これらの意見がいかに調整されて会計法補則の制定に至ったかは、直接本稿の目的とするところではないから、ただここでは、1890年の6月24日には枢密院に「憲法第六十七条ニ関スル件ニ付テノ法案」が諮詢され、7月18日に議決を終えて上奏され、重要な法律なので上論文を付し、8月2日に会計法補則(法57)として公布されたことをしるしておく。

成立した会計法補則は、第1条で1890年度予算中「文武官ノ俸給及文官退官賜金」「陸海軍軍事費憲法費屯田兵費」「賞勲年金及褒賞費」「外国条約及約束ニ依レル支出」「各庁ノ庁費及經常修繕費」を、1891年度予算における「大権ニ基ケル既定ノ歳出」と規定したほか、第2条で「法律ノ結果ニ依ル歳出」、第3条で「憲法第七十六条第二項ニ規定シタル政府歳出上ノ義務」(第76条第2項の政府の義務は、総て67条の例によることになっていた)を、それぞれ規定したのである。

(2) 憲法第67条と帝国大学財政

憲法第67条は、帝国大学財政を保障する上でも大きな位置を占めていた。1890年度經常歳出についてみても、第67条第1項の大権費には、教官等の俸給及諸給・庁費(庁費のうちには事務費のほか、図書及印刷費、標本費、試験費、学用患者費などの教育研究費が含まれている)・修繕費が該当し、これらは「既定ノ歳出」として議會は政府の同意なく廃除削減しえなかつた。また、備外国人諸給は、予算外国庫負担契約(憲法第62条第3項)の形をとっていたが、一たん成立すると次年度以降は「政府ノ義務ニ属スル歳出」として自由議決の対象とはならなかつた。第3表に明らかなように、第67条により保護されている経費は、經常部の大半を占め、しかもその内容は上記の

第3表 1890年度帝国大学經常部支出内訳

区 分	金 額 (円)	比 率 (%)
經常部支出総額	407,750	100.0
大権に基く既定の歳出	282,731	69.3
法律の結果に依る歳出	0	0
政府の義務に属する歳出	73,314	18.0

備考 (1) 1890.1~12、『東京大学年報』より。

ように、帝国大学の運営と教育研究事業を行なうにあたっての基本的かつ重要な費目であった。憲法第 67 条と会計法補則の成立によって、これらの費目の既定部分は議会の議決から保護されることが予定されていたのである。

しかし、民党が民力休養・地租改正の財源として冗官冗費の節減を主張し、行政整理・官制改革の趣旨を含む予算審議を行なったため、第 67 条費目も削減の対象となり、俸給及諸給・庁費・修繕費等の削減をめぐって、第 67 条の「真価」が問われることとなったのである。

〈注〉

- 1) 会計とは本来行政府内部の経理活動の総称にすぎない。国民の租税議定権を前提とし、行政府の支出に議会が承認を与える行為である財政が「会計」の名を冠せられているところに帝国憲法の財政制度の特徴があらわれているといえよう。
- 2) 拙稿「帝国大学財制度の理念と構造」(修士論文要旨)『北海道大学紀要第 32 号』参照。
- 3) 特別会計制度そのものの持つ性格の解明は、直接本稿の課題とするところではないが、帝国憲法起草過程において、井上の質問に対するロエスレルの回答が参考となろう。「……其他予ハ非常ノ要求ニ充ツル為、各省ノ通常ノ予備金(レンシエルウユホラン)即処分権(テイスポジイテオニスフォン)ノ外財国(スタートツシャツ 注 Staatsschatz 国庫、官金)ヲ貯蓄スルヲ可ナリト信ズ。此国財ニ関シテハ政府ハ法律及憲法ノ範囲内ニ於テ自由ニ之ヲ処分シ得ル権ヲ有スベキナリ。」(秘書類纂『憲法資料上巻』pp. 482-490 所収)
- 4) この点について、寺崎昌男「明治期大学論の史的考案—帝国大学独立論をめぐって—」『日本の教育史学』第 11 集、同「帝国大学形成期の大学観」『学校観の史的研究』野間研究所紀要 27 参照。
- 5) 公文類聚 14 編 37 卷(2 A-11-㊟ 483)中には官立学校及図書館会計法に関する内閣段階の資料として、「三条政党内閣総理大臣宛松方大蔵大臣請議」(付法律案、官立学校会計規則案、明治 22 年 12 月 6 日)、「文部省説明」(付官立学校及図書館会計法律案、日付なし)、「法制局 法律修正案」(明治 23 年 3 月 20 日)、「同 会計規則修正案」(明治 23 年 3 月 26 日)、「枢密院 法律修正案」(明治 23 年 3 月 25 日)が納められている。「文部省説明」は「大蔵大臣請議」をうけたものと考えられる。なお、これらの諸文書間の性格、意味については、拙論「帝国大学財政制度の理念と構造」(筆者修士論文)で検討を加えた。
- 6) 官立学校図書館会計法第 2 条は「資金」として「従来所有する蓄積金政府より交付し若しくは他より寄付したる動産不動産及歳入残余」から成るものと規定している。
更に動産部分は、官立学校及図書館会計規則第 1 条によって、維持資金と特別資金とに区分され、前者から生じる利子及収入は学校一般の経費に充てられ、後者から生じる利子及収入は特別資金の目的に充てることとなっていた。以上の点から「資金」は、帝国大学のすべての施設と動産部分であり、「資金」からの収入とは、帝国大学の活動によって生じる収入と把えるべきである(寄付金は除外される)。
- 7) 伊藤博文著『憲法義解』国家学会、1890。
- 8) 稲田正次『明治憲法成立史』下巻、有斐閣、1962, pp. 1-3. 以下この大著に負うて第 67 条の制定過程を辿る。
- 9) 1889. 4. 25 付。稲田・前掲書, pp. 12-13.
- 10) 稲田・前掲書, pp. 38-39.
- 11) 1889. 1. 13 付回答, 稲田・前掲書, p. 41.
- 12) 稲田・前掲書, p. 114.
- 13) 稲田・前掲書, p. 99, pp. 195-196, p. 263.
- 14) 稲田・前掲書, p. 80.
- 15) 稲田・前掲書, p. 197, 204.
- 16) 稲田・前掲書, pp. 261-263.
- 17) 稲田・前掲書, p. 330.
- 18) 稲田・前掲書, pp. 345-346. なお稲田氏によるとこの修正は伊藤自身の墨筆でおこなわれ、彼が特に主張したと推定されている。
- 19) 稲田・前掲書, p. 565. なお、「二月草案」に修正を加えた「浄写三月案」第 67 条において「既定ノ額」

の文字が入ってくるが、このことは新たな増額を要するものについては議会の自由な承認権を認めるものであった(稲田『前掲書』pp. 400-401)。

- 20) 枢密院に諮詢して以降、この条文の「既定」をめぐる意見がわかれた。枢密院顧問官山田顯義は、「既定」の文字を削除することを提案し、一票差で否決された。
「既定」の文字をおいて、新規増額分については議会の自由な廃除削減を認めたのは、井上毅の見解によるところが大きく、彼は議会在君主の大権による支出を全く拒否しえないというロエスレルの説は「一家ノ奇説」ではないかと考えていた(1888.7.24付、伊藤宛書簡、なお稲田・前掲書、pp. 799-800)。
- 21) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 史料篇第二』国学院大学図書館、1968、pp. 97-105(以上『史料篇第二』と略す)。
- 22) 『史料篇 第二』p. 103。
- 23) 1890.2.3内閣総理大臣より各省大臣宛通牒「明治二十三年度歳出予算ハ左記ノ区分ニ依リ憲法第六十七条第六十八条ノ規定ニ該当スヘキ費目ヲ区分シテ之ヲ調整スヘシ」(『公文類聚』2A-11-㉟411)。
- 24) 23)参照。
- 25) 1890.5.2付『公文類聚』(2A-11-㉟411)。

II. 第一議会における憲法第67条と帝国大学予算

1. 1891年度帝国大学予算要求と査定案

(1) 政府予算要求の内容

第一回帝国議会に提出された帝国大学特別会計歳出予算要求は、第4表の通りである。

經常部では26,736円が増加しているが、その理由はいずれも帝国大学の拡充に伴うものである。最大の増加は庁費の11,798円増であり、これは医科大学に皮膚病学教室、理科大学に人類学教室を増設して器具器械及教科用図書等を必要としたこと、及び医科大学医院患者の増による薬品増加を理由としていた。また学生費の増加は、農科大学を設置したことに伴い、給費、

第4表 1891年度帝国大学歳出予算要求

(単位: 円)

科	目	1890年度予算	要求額	増減額	前年比伸率 (%)
經常部	俸給及諸給	304,755	308,621	3,865	1.3
	庁費	131,799	143,598	11,798	9.0
	修繕費	14,213	16,525	2,312	16.3
	旅費	4,542	2,137	-2,404	-53.0
	雑給	42,149	43,294	1,144	2.7
	学生費	5,737	9,848	4,110	71.6
	用途指定費	3,887	7,300	3,412	87.8
	備外国人諸給	0	2,496	2,496	—
	合計	507,085	533,822	26,736	5.3
臨時部	新営費	33,306	30,310	-2,996	-9.0
	合計	33,306	30,310	-2,996	-9.0
総	計	540,392	564,132	23,740	4.4

備考 (1) 「明治24年度文部省所管帝国大学歳入歳出計算書」より作成。

(2) 円未満切り捨て、以下同じ。

貸費、研究旅費の増加を内容としていた。

俸給及諸給の増加は、内務省掌理地誌編纂事業を移管したことで、職員の俸給が増えたことなどによっていた。

用途指定費は最大の伸び率となっているが、学生貸費の寄付金の増加が予定されたためである。

そのほか修繕費・雑給の増額は、帝国大学の拡張に伴う各所修繕の増と医院患者の増による看病婦の増備・増給によるもので、唯一の減額である旅費は、満期解雇の外国人旅費を俸給及諸給に移したためである。また臨時部は医科大学給水工事及新営工事竣工により減となった¹⁾。

1891年度予算要求の内容は、以上のように經常部支出における一定の増加を特徴としており、それは明治政府が帝国大学を設立し、諸官庁の教育機関をここに吸収する一方、火薬学科・造兵学科の増設に端的に見られるように、帝国大学を「富国強兵・殖産興業」の遂行の為の最高の研究教育機関・諸科兼備の総合大学に育成し、また同時に官僚養成所として重視していたことのあらわれであった²⁾。帝国大学発足以来、まだ四年余を経たに過ぎなかったが、この間に帝国大学の教員数は1.76倍³⁾、学生数は1.43倍⁴⁾、経費も1.36倍⁵⁾へと増加し、学科数は22から32へと増加していたのである。

(2) 帝国大学予算要求への査定結果

政府の作成した予算案は、1890年12月3日衆議院に提出された。衆議院は63名の予算委員を選出し、審査方針の論議に入った。論議は立憲自由党内の政府妥協派の抵抗により難航したが⁶⁾、結局7項目からなる審査方針と、これに基づく「官吏俸給表」「各局統廃合及人員配当表」「旅費定額表」を審査の基準として決定したのち、6科に分かれて予算の審議に入った。

帝国大学予算案は阿部興人（議員集会所——立憲政進黨の院内団体）を主査とする第3科

第5表 帝国大学歳出予算査定結果

(単位：円)

科	目	要求額	査定額	増減額	増減率 (%)
經常部	俸給及諸給	308,021	257,053	-51,588	-16.7
	庁費	143,598	110,220	-32,909	-22.1
	修繕費	16,525	13,220	-3,305	-20.0
	旅費	2,137	1,710	-427	-20.0
	雑給	43,297	30,541	-12,752	-29.4
	学生費	9,848	7,878	-1,969	-20.0
	用途指定費	7,300	7,300	0	0
	備外国人諸給	2,496	2,496	0	0
	合計	533,822	430,869	-102,952	-19.3
臨時部	新営費	30,310	30,310	0	0
	合計	30,310	30,310	0	0
総計		564,132	461,179	-102,952	-18.2

備考 (1) 「明治24年度文部省所管帝国大学歳入歳出予定計算書」及び「明治24年度特別会計予算査定表(再版)」(『梧陰文庫』B-4141)より作成。

で審議され、総会はこれをもとに審議した。予算案の審議は、政府派議員の活動などにより当初の予定を大幅に越え、1月8日、予算委員長大江卓(弥生倶楽部——立憲自由党の院内団体)は本会議に報告を行なった。これがいわゆる査定案である。査定案では帝国大学予算要求は第5表のような大幅削減をうけていた。

査定案は、政府要求に対し、俸給及諸給 51,588 円減 (16.7% 減)・庁費 32,909 円減 (22.1% 減)・雑給 12,752 円減 (29.4% 減)を中心とするほか、修繕費・学生費・旅費にも各々 20% の削減を加え、経常部歳出を 19.3% も削減する厳しい内容のものであった。

ちなみに総予算案経常歳出に対する削減率は 10.3%、経常臨時を合計して 8.4% である⁷⁾。

帝国大学に対する査定結果の厳しさには二つの原因があった。

第一には、立憲自由党及び立憲政進黨のいわゆる民党が、初期議会において「民力休養」をスローガンとして掲げ、地租軽減を実現すべく地租改正法律案を提出する一方、その財源として、経費節減による剰余金をふり向けることを主張して予算査定を行なったことである⁸⁾。

しかしその際の民党の主張は、単なる経費削減ではなかった。

第一議会の予算委員であった島田三郎(議員集会所)は次のように述べていた。

「左れば輿論は政費減少と言はずして政費節減と云へり。費額を減少するの請にして、単に総額を減少するの意に非ず。無用不急の冗濫を移して是を急要の途に用ゆるも亦節用の範内に在り。而して無識の徒が漫に費額減少を以て議会に望み、俗論の輩が予算問題を以て単に金額減少の問題と考へしは誤見なり。噫硬派は決して必要なる費途の支出を拒む者に非なり。夫れ有要の費途を減ぜずして民力を休養せんとす。冗官を淘汰するの方針を取ること勢の免れざる所なり。過剰の給料を減少せんと考案を立つる数の自然なり。政府の同意を取りて法律官制を改正せんとせしこと真に順序にして、又尤も時弊に適せるものなりとす。」⁹⁾

いわば、事業費・軍事費には手をつけず、もっぱら冗官冗費の節約による政務費の削減と行政整理を行なうというのが彼らの論理であり¹⁰⁾、従って予算査定方針も経常部の俸給・庁費・修繕費等を主として削減対象としていた¹¹⁾。帝国大学予算における経常部歳出削減は、まさにこの方針のあらわれであった。

同時に、民党の予算削減は、地租軽減の財源作りという側面だけではなく、俸給令の改正、官庁の統廃合などの行政改革実現の一手段としても位置づけられていた。

予算委員会査定方針は、「現行ノ官制俸給ヲ改メ職給ト為」すこと、「各省及ヒ内閣ノ会計局ヲ廃」すことを掲げており、官制改革の趣旨をもった予算削減だったのである¹²⁾。

したがって、個々の査定にあたっては対象となる事業(たとえば官立学校)の評価が、削減を大きく左右することになる。現に、特別会計予算をみても、陸軍省所管東京・大阪砲兵工廠作業会計、海軍省所管横須賀・呉鎮守府造船材料資金特別会計、農商務省所管富岡製鉄所特別会計、通信省所管電信燈用品製造所特別会計は、いっさい削減されず、対照的に文部省所管の第一高等中学特別会計をはじめとし、9つの官立学校予算は全廃の査定結果とすらなっていた¹³⁾。全廃された高等中学の中でも、山口高等中学、鹿児島高等中学造士館は政府支出金を財源としていないから、予算全廃は地租改正の財源作りには寄与しえないものである。予算削減は単に経費節減の結果として割り切ることはできない。

したがって、第二に、民党の帝国大学に対する批判が、大幅な予算削減をもたらしたといわねばならないのである¹⁴⁾。この批判について、寺崎昌男氏がすでに詳細に分析している¹⁵⁾。

氏によると、民党の大学批判は、雑誌や新聞・議会においてあらわれ、(一) 官僚養成的性格に対する批判、(二) 財政的見地からの批判、(三) 中央集中と停滞に対する批判を主要な論点としていた。

『国民之友』などにおいて、帝国大学が「伊藤伯の子分製造場たるが如く」¹⁶⁾ であると、藩閥政府の官僚養成機関的性格に対し加えられた批判は、のちに第四議会でも河野広中が、「教育は曲学阿世の徒を養ふて藩閥の名を永がくするの道具に過ぎませぬ」¹⁷⁾ と、予算論議のうちに攻撃し、長谷川泰自由党議員ほか 32 名が「教育上の件に付質問書」の中で、高等中学校が多過ぎると批判して「……即ち天下の少年を駆逐し天下唯一の官吏製造所なる帝国大学に入らしめ将来に於て国家に衣食する官吏の製造のみ之れ務め彼の国家の生存に欠く可らざる実業的教育の如きは一切之を度外視せり政府は何を以て無用なる高等中学校の数を減せざるか政府は何を以て脳充血四肢厥冷的教育を行ふか」¹⁸⁾ と質問したように、帝国大学に対する民党の批判でもあったのである。

だが、このことは直ちに民党が帝国大学の廃止を正面に掲げて要求したということではない。

第一議会の段階では、彼らの主張はそれほど明確ではないが、以降展開されていく帝国大学批判は、帝国大学が学問の府として高い水準に達していなく、冗員冗費があること、一校のみに限られているために停滞がみられること、を主たる内容として加えられる。そして、関西に新たに大学を設けて、各々の帝国大学に予備門を設け、無駄な高等中学を廃し、その費用をつぎこむ方向を提起していくのである¹⁹⁾。先の批判も、現実の帝国大学が学問の発展にさしたる成果をあげていず、藩閥政府の私物と化していることへの批判としてあらわれていると理解すべきだろう。

第一議会における長谷川泰の発言（「本員の精神は文部省は色々の学校に手を出さずして、帝国の高等教育即大学を二つ東西両京に各大学を一つ而して東両西京に大学予備門一つ宛を設けることが、此の日本の学問の進歩を増し、即學術の真理を発見して、我が帝国の光を外国に輝すには此の二つより外はない、即ち此の全力を此の二大学二中学に張る方が寧ろ小店を沢山に拵へる策の得たるであります」²⁰⁾ は、以降の議会における帝国大学増設論の先がけをなすものであった。

つまり、民党の帝国大学に対する批判は、帝国大学の學術水準の低さを基本的な問題と捉え、予算審議では冗員冗費の節約による削減を加えることによって大学の改良と進歩を促進させ、一方では高等中学の解体再編とともに大学を増設し、学問の進歩をはかるものといえよう。

予算査定の際には、まず冗員冗費節

第 6 表 帝国大学歳出予算經常部
査定結果比較 (単位：円)

科 目	1890年度 決 算	査 定 案	増 減
俸 給 及 諸 給	234,185	257,053	22,868
庁 費	115,777	110,688	-5,089
修 繕 費	12,202	13,220	1,018
旅 費	2,761	1,710	-1,051
雑 給	39,323	30,541	-8,782
学 生 費	5,462	7,878	2,416
用途指定費	3,877	7,300	3,423
外国人諸給	0	2,496	2,496
合 計	412,452	430,869	18,412

備考 (1) 「明治 23 年度文部省所管帝国大学歳出決定計算書」「明治 24 年度特別会計予算査定表 (再版)」より作成。

(2) 外国人諸給は 1890 年度決算で俸給及諸給に含まれている。

約のための予算削減という形であらわれたのである。

この査定は、第6表によって、1890年度決算と比べても、庁費・雑給・旅費において減額となっており、しかも1890年度決算には東京農林学校(農科大学)分が加算されていないから、相当な削減となっていた。仮りに、この査定案が成立したなら帝国大学の活動は大きな打撃をうけるに違いなかった。査定案の成立をめぐる本会議の審議が重大な意味を持ったのである。

2. 憲法第67条問題と査定案

民党が「官制改革の趣意」を持つ予算査定を行なったことはすでに述べた。それは、憲法第67条の「天皇大権ニ基ツケル既定ノ歳出」等を削減することとなり²¹⁾、政府の同意なく査定案が施行することは不可能であった。そして、政府は査定案報告に対し、衆議院が同意を求め前にあらかじめ不同意の意志を表明していたから²²⁾、査定案が同意を得て成立する見込みはなかった。議会の予算審議権はIでも検討したように、大きな枷をはめられていた。民党がこうした条件下でとった戦術は、政府の同意さえあれば第67条に規定された費目も削減しうるから、衆議院が削減の確定議を行ない同意を求めること自体憲法上問題はないとする解釈論を前提に、67条費目を削減した予算修正案を衆議院の確定議とし、更には貴族院をも通過させ、政府に同意を求めようというものであった。もし政府が同意しなければ、予算審議が終了し、会期も終局に迫っている局面で予算は不成立となり、前年度予算施行により予算支出は可能なものの、歳出予算の増加はないから、税収の自然増等を考慮すると剰余金がうみ出され、地租改正の財源が作り出されるわけである。

したがって、第67条の存在のもとで、予算審議のどの段階で(確定議の前か後か)誰が(衆議院単独か再院か)同意を求めるかが重大な争点となった²³⁾。

政府は、第67条を楯にして査定案の不法性を主張する一方、政府党(大成会)議員は第67条の解釈・議事進行に関する動議により、査定案が確定議となる事態を回避し、民党の戦術を破産させようと努めた²⁴⁾。

しかし、圧倒的多数を占める民党は²⁵⁾、内部の妥協的分子の活動を含みながら、動議を否決して審議を進め、政府の対策が第67条に寄りかかりすぎて、個々の削減査定に対し十分な反論を加えていないこともあって²⁶⁾、査定案は次々と可決され、ついに確定議を求める段階に至った。

このまま衆議院の確定議となった場合、貴族院は査定案を基調とする修正案を原案として審議せざるを得ず、もし政府原案を復活した決定を行なうなら、衆議院に再度回付することとなり(議院法第55条第1項)、予算自体が不成立となる恐れさえあった。帝国大学予算も19.3%の大幅削減をうけて確定議となる局面を迎えた。

この時、かの天野若円(大成会)動議が成立し、確定議を経る前に政府に同意を求めることが決定され、危機は回避された。天野動議は、後藤象二郎通信大臣、陸奥宗光農商務大臣の議会工作の結果、自由党土佐派26名を抱き込んで成立し²⁷⁾、第67条の解釈をめぐる論争を政府に有利に確定する意図を持っていた²⁸⁾。

天野動議可決により、衆議院は政府に同意を求めるが、政府は同意を拒否し、査定案を基調とする予算案は廃棄される結果となったのである。

衆議院は、その後、安部井磐根(大成会)を委員長とする9名の特別委員を選出し、政府と交渉をおこない、査定案の削減額7,880,734円を6,512,001円に引き下げた特別修正案を作成しこれを可決した。帝国大学予算もこの結果、当初の大幅削減を後退させた予算案となったので

ある。

第7表は特別修正案における帝国大学経常部予算を、要求、査定案と比べたものである。

第7表 帝国大学歳出予算経常部査定案・特別修正案比較 (単位：円)

科 目	要 求	査 定 案	増 減 率 (%)	特別修正案	増 減 額	増 減 率 (%)
俸給及諸給	308,621	257,053	-16.7	278,166	-30,455	-9.9
庁 費	143,598	110,688	-22.1	132,508	-11,090	-7.7
修繕費	16,525	13,220	-20.0	15,270	-1,255	-7.6
旅 費	2,137	1,710	-20.0	1,975	-162	-7.6
雑 給	43,294	30,541	-29.4	40,004	-3,290	-7.6
学 生 費	9,848	7,878	-20.0	5,100	-4,748	-48.2
用途指定費	7,300	7,300	0	7,300	0	0
備外国人諸給	2,496	2,496	0	2,496	0	0
合 計	533,822	430,869	-19.3	482,819	-51,003	-9.5

備考 (1) 1891.3.1付「特別委員修正案」(『梧陰文庫』B-4142)等より。

(2) 増減額・率はいずれも要求額に比してのもの。

ここから、修正案によって、俸給及諸給、庁費、雑給、修繕費をはじめとして、学生費を除くほかは軒なみ削減を緩和され、全体でも19.3%の削減を9.5%におしとどめ、51,950円を復活させたことが読みとれる。当初の大幅削減は、ある程度おしとどめられたわけであり、それは議会工作により憲法第67条を実質化させることによって可能となったのである。

しかしながら、このことは問題を根本的に解決するものではなかった。明治憲法が、その起草者達によって周到に用意されていてなお、民党が過半数を握り、政府と対立している情勢のもとでは、政府要求が全面的に実現せず、一定の削減を余儀なくされるという面も含んでいたのである。特別委員会によって削減額が後退されても、結果的に650万余円の削減となった訳であり、以降の議会では成果として賛美され、新たに削減の根拠とさえるのである。

衆議院を通過した予算修正案は、貴族院に送付され、貴族院は一気に審議を進め、3月5日に予算委員会の審議を終えて、翌6日、修正なく可決し、11日には裁可公布の運びとなった。

5万余円を削減した帝国大学予算修正案に対し、政府原案復活を求める声がなかった訳ではない。予算委員会(1891.3.4)において、富田鉄之助議員は政府原案の復活を提案し、菊池大麗(当時理科大学教授、理科大学学長、評議員)は賛成するが、委員会はこれを少数否決する²⁹⁾。

また、本会議で加藤弘之議員(当時帝国大学総長)は、予算削減の影響の深刻さを訴え、政府原案復活を提出して次のように演説する。

「……其れで私の考へでは此文部省所管の諸学校と図書館の減額と云ふものは、真に教育上に端的有害であると考へる、(中略)帝国大学の有様と云ふものは年々進んで参りまして是迄政府から余程厚い保護がありまして段々其の進むに従つて政府の支出の金も増して来て居るので、なかなか大学から請求するやうに増すことは出来ませぬが、随分政府でも心を用ゐられて増して来て居ります、居りますけれども今日でもまだ決して完全したものではないのです、(中略)其れで此二十四年度の子算の請求^(云々)云ふことも政府の案は四十一万幾ら(注 政府支出金の額)と云ふのでございますが帝国大学から請求した高と云ふものはまだ余程上に登つておりますけれども、とても其を用ゐる訳には往かぬで四

十一万幾らと云ふものが經常部の政府の支出と云ふことに極ったので其外の学校高等師範学校其外中学校総ての諸学校も大抵夫れに類似したことで中々完全と云ふ訳には行きませぬ、(中略)それで追々留学生が帰って来て二十四年度には教員に挙げる、又二十五年度にも帰って来て教員に挙げねばならぬ又新学科を置くのあり外国教師と入替はらせるのもあり色々漸を以て進歩して行く積りでありますからちゃんと定まった人数で行く訳には行かぬ、さう云ふ所で俄かに大学朴は五万円余減らされます、それは色々各項に附いて減らされてあるのであります、どうも中々八分の一強の減額では余程ひどいのでまだ減額を見ましてから日数がありませぬから私は大学のことを是からどうしたら宜からうと云ふ考へも何も付かぬ……」³⁰⁾

だが、加藤の提案は、48対102で否決される。貴族院は決して帝国大学予算の削減に賛成していた訳ではないが、修正した場合、衆議院に回付せねばならず、その結果予算全体が不成立の可能性が大きいことから、衆議院修正案をそのまま可決したのである。

予算委員の一人である渡辺甚吉議員が、衆議院修正案に賛成して、「……即ち此衆議院の修正案に不同意を唱へたい処は沢山ござります、併ながら最早両院協議会を開く餘日がございます、若し自分の意志を飽く迄も貫かうと思つて協議会を開かうとすれば勢ひ予算の不成立と云ふことになり、夫故に暫らく不服のことは忍んでも全体を通過させたいため当年は衆議院に同意いたしまして通過さしたいと考へますのでござります」³¹⁾と述べていたことから明らかであろう。

かくて、第一議会における帝国大学予算をめぐる経過は、第67条により査定案を廃棄して民党の意図を挫く一方、政府要求が一定削減されて予算が成立することとなったのである。

3. 「資金」下付構想の破産

帝国大学予算の成立に、第67条が果たした役割は、以上検討してきたところだが、「資金」の点について触れておく。

帝国大学総長加藤弘之は、政府支出金の削減という事態に直面し、反対意見を述べるが、予算の成立自体が危ぶまれる情勢にあっては、予算復活を実現することはできなかった。東京開成学校総理に就任して以来、十数年にわたって大学行政の中心に在った加藤にとっては、大きな衝撃であつただらう。

この事態に直面しての加藤の対応、そして帝国大学の対応が、文部大臣に対する基本金交付の請願「二十四年度ニ於テ政費節減ノ為メ減セシ六百余万円ヲ大学ノ基本財産ニ充テラレタキ開申」³²⁾であり、交付金による「資金」の急速な蓄積とここからの収入による財源確保であつた。

しかし基本金交付は実現せず、以降も政府支出金が大学財政の最大の基盤となるのである。

基本金交付が実現しない理由は、請願が財源として要望した、政費節減によって生じた剰余金の使途をめぐる大蔵省内部の検討案³³⁾と、検討の結果成立した処分案から推定することができる。

第一議会終了後、政府は歳計剰余金を財源として新規事業をおこし、「民力休養」に「富国強兵」を対置しようとした³⁴⁾。その財政計画の検討過程では、大学基本金の交付も構想されていたのである³⁵⁾。

たとえば、田尻稲次郎案は「興業銀行資金補助」「治水森林費」「北海道鉄道布設費」とともに「帝国大学基本金」として400万円の支出を構想していた。その理由は、「大学ノ費用ハ凡ソ三拾五六万円ヲ要ス 今右ノ高ヲ基本トスレハ五分利トシテ貳拾万円ヲ得 他ノ拾五六万

円ハ毎年予算ニテ之ヲ得ルコト難カラサルヘシ 大学ハ固ヨリ人才養育ノ源ナリト雖モ其全費用ヲ支フル丈ケノ費用ヲ生スル資金ヲ臨時ノ餘裕ヨリ取ルトセハ世人或ハ之レヲ許サルノ患マリ 故ニ其中ヲ取り諸般ノ必要ナル費用ニ剩余ヲ振向ケ其残余ヲ取り経費ノ過半ヲ生スルノ基本金ヲ得ル方十全ノ策ナル可シ」というものである。

また、添田寿一案では「一、今日ノ如クニテハ大学ノ基礎薄弱ニシテ学問ノ独立覚東ナシ、ニ、七百万円ノ利子ヲ五分見積ルモ三拾万円ナリ 之ヲ本年度ノ予算額三拾六万円ニ比スルニ大差ナシ」という理由で、700万円の支出を提案した。外にも「千五十万円剰余金処分」と題する案では「上策 国債償還ニ充ツルコト 中策 五百万円 興業銀行資本 三百五十万円 大学基金 二百万円 鉄道建築 下策 七百万円 国防費 三百万円 大学基金」(傍点筆者)という提案があったのである。

しかし、後で述べるが、政府が第二議会に提出した案は、陸軍軍備費、軍艦製造費、軍艦製造のための製鋼所設立費を中心とする軍備拡張に傾斜したものであり³⁶⁾、大学基金構想は消失している。剰余金を財源とする新規事業が、第二議会における松方首相の施政演説³⁷⁾にもみられるように、軍備拡張と産業育成を前面に打ち出し、「富国強兵が民力休養かの二者択一を迫ろうとした」³⁸⁾ものであってみれば、帝国大学の現状に対する批判が存在する局面で、大学基本金の支出は、その必要性において説得力を欠くものであった。帝国大学の現状を維持するためだけの「安定した財源」を確保することが、同じ剰余金を財源とする、民党の地租改正要求に先行して受け入れられる見通しのうすいものであることは明瞭であった。

提案者の田尻自身、「大学ハ固ヨリ人才養育ノ源ナリト雖モ其全費用ヲ支フル丈ケノ費用ヲ生スル資金ヲ臨時ノ餘裕ヨリ取ルトセハ世人或ハ之レヲ許サルノ患アリ」と認めているように、基本金の下付はきわめて実現性に乏しかったのである。

しかもなお、剰余金による財政計画が、実質的には軍備拡張に傾斜していることから、藩閥政府内における政策優先順位という点から見送られたことも十分に推測されるのである。

かくして、第一議会が終了し、第二議会を迎える時点で「資金による独立」構想は、実現不能な状況となっていたのである。

〈注〉

- 1) 「明治24年度文部省所管帝国大学歳入歳出予定計算書」(『公文類聚』2A-32・6-⑤ A 52)。
- 2) 帝国大学の位置づけについては、利谷信義「日本資本主義と法学エリート(一)」「同(二)」『思想』1965年7、10月、山崎真秀「『大学の自治』の思想と慣行」日本法社会学会『法思想の法社会学的研究』1966、寺崎昌男「帝国大学成立期の大学観」『野間教育研究所紀要』第27集、1972、国立教育研究所編『日本近代教育百年史』3、1972、中山茂『帝国大学の誕生』1978など参照。
- 3) 教授、助教授、講師の合計。『文部省年報』第14~18年報より計算。
- 4) 分科大学学生数のみ。『文部省年報』第14~18年報より計算。
- 5) 1886年の額の算出が困難なので、1887年の帝国大学経費(日本帝国統計年鑑)に対する1890年の経費の大きさをとった。
- 6) 藤田 正「初期議会期における帝国議会の機能についての一試論—第一議会を中心に—」『早稲田法学会誌』第25巻、p. 297。
- 7) 大蔵省内明治財政史編纂会『明治財政史』第3巻、明治財政史発行所、1925、p. 562。
- 8) 初期議会における民力休養・地租軽減運動については、長岡新吉「明治20年代の地租軽減論について」『人文社会』17号、1959、安良城盛昭「第一議会における地主議員の動向」『社会科学研究』16巻1号、1964、同「初期帝国議会下の地租軽減・地価修正運動とその基盤」、同前19巻、1968、藤田正・前出論文、佐中郁代「『初期議会期』の財政政策について」大阪市立大学『経済学雑誌』64、1971、坂野潤治『明治

憲法体制の確立』東大出版会, 1971, 水林彪「第一議会における憲法 67 条問題と第三議会における民法典論争」『法学協会雑誌』89 卷 12 号, 1972, を参照した。

- 9) 島田三郎「議院の経過」議員集会所編『第一期国会始末』1891.5 (『明治文化全集』第 10 卷, pp. 449-500)。
- 10) 坂野・前掲書, p. 60, 藤田・前掲論文, p. 292.
- 11) 『明治財政史』第 3 卷, pp. 460-461.
- 12) 第一議会における予算委員会理事尾崎行雄は, 審査の主眼とし「第三官制及び俸給令改正の目的を以て, 歳出予算を審査修正すべしと雖も, 是れ素と天皇の大権に属するか故, 其実行は別途有志の運動に任ずる事」とまとめている (『予算委員会の略歴史』『第一期国会始末』, (『明治文化全集』第 10 卷, p. 504))。
- 13) 「明治 24 年度特別会計予算査定表 (再版)」(『梧陰文庫』B 4141)。再版となっているのは, 火災のために印刷しなおしたからである。
- 14) 第一議会における文部省所管予算をめぐる最大の争点は, 全廃された高等中学等予算についてであり, 帝国大学予算の削減は文部省もさほど積極的に修正を求めている。
 經常部の削減に対し, 政府は第 67 条を楯に押しきろうとしており, 直接個々の費目削減に対し, 必要性を主張する姿勢が弱かったことも反映していたのであろう。このため帝国大学予算の削減は, 本会議で論争されず, 査定の理由は『大日本帝国議会誌』からはあまり明瞭に読みとれない。
- 15) 寺崎昌男「帝国大学成立期の大学観」・前掲書, pp. 242-251.
- 16) 『国民之友』第 6 卷 84 号, 1890 6 (寺崎・同前, p. 243 より重引)。
- 17) 大津淳一郎『大日本憲政史』第 3 卷, 実文館, 1937. 8, p. 801.
- 18) 『大日本帝国議会誌』(以下『議会誌』と略す) 第 2 卷, p. 268.
- 19) 寺崎・前掲論文, pp. 249-250.
- 20) 『議会誌』第 2 卷, p. 967.
- 21) 査定案による削減額は 9,206,300 円であり, その内第 67 条費目は合計 5,843,139 円 (大権費 4,078,222 円, 法律の結果による歳出 1,075,070 円, 法律上義務費 689,847 円) で全体の 63.5% を占めていたといわれる (阿部興人「廿四年度歳出総予算査定額決定額対照表に題す」『第一期国会始末』, (『明治文化全集』第 10 卷, p. 535))。
- 22) 1 月 9 日松方大蔵大臣演説, 『議会誌』第 1 卷, p. 645.
- 23) この争いについては, 水林彪・前掲論文, 藤田正・前掲論文, 参照。
- 24) 1 月 8 日の末松謙澄, 12 日の西毅一, 2 月 5 日の坪田繁, 20 日の天野若円の各動議がこれである。
- 25) 300 名の衆議院議員中立憲自由党・立憲政進党は合計 171 名で, 政府を支持するとみられるのは 129 名に過ぎなかった (以下議会内の党派別構成は衆議院事務局『第 1 回議会乃至第 63 回議会衆議院議員党籍録』(昭和 7 年 12 月 23 日) による)。
 もっとも, 自由党・政進党も強固にまとまっているわけではなく, 政府との妥協を策する者, 査定案に反対する者を含んで混然としていた。升味準之輔『大日本政党史論』第 2 卷, 東大出版会, 1966 参照。
- 26) 山県首相は, 2 月 10 日に衆議院で演説し, 議会在政府の立場を無視するなら, 第 67 条費目については回答できないと述べ, 議会の反発を買った。これに対しては伊藤博文が伊東巳代治宛の手紙の中で, 「山県ノ演説ハ現実ニ査定案ノ進歩快駛ナルヲ知ラザルガ如ク、更ニ予算ノ実体ニ涉リテ予メ内閣ノ意向ヲ示シ、以テ危路ニ陥ルヲ防範スルノ策ニ出デズ、政府ノ解釈ト議会ノ意見ト撞着スルヲ以テ、説明ヲ拒ムト云フガ如キハ言語同断ナリ」と述べたように, 政府内部から批判が加えられるほど「超然主義」の対応であった (ジョージ・アキタ『明治立憲政と伊藤博文』東大出版会, 1971, pp. 156-157)。
 文部省予算の審議過程にもこの傾向はあらわれており, 2 月 14 日の本会議で査定案が審議された際, 辻新次文部次官は原案復活を求めるが, 經常部における第 67 条費目を中心とする削減に対して「述べるに及ばぬことになって居りますから述べませぬ」と, 具体的反論を避けようとする (『議会誌』第 1 卷, p. 914)。このことが初期議会期において, 有効に政府が対処しえぬ一因であった。
- 27) 大津淳一郎・前掲書, pp. 589-590.
- 28) 水林 彪・前掲論文, pp. 131-132.
- 29) 「貴族院予算委員会速記録第二号」1891 年 3 月 4 日。
- 30) 『議会誌』第 1 卷, pp. 396-397.

- 31) 同前, 第1巻, p. 378.
- 32) 『東京大学重要書類彙集 明治二十四年』 なおこの請願については『日本近代教育百年史4』 pp. 482-483 において紹介され, 請願の理由は「大ニ基礎ヲ安固ニスルヲ得テ為ニ高等教育ノ方針常ニ変動ヲ免レザルカ如キ患害ヲ除去センノ大利益」を得るためとなっている。
- 33) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『松方文書』R-18 中の, 田尻稲次郎(当時主税局長)名の処分案(明治二十四年八月二十日付), 平山名の「歳計剰余金処分案」, 添田寿一(当時大蔵省秘書官)名の処分案, 「千五十万円剰余金処分」の諸文書が, 第二議会に提出された処分案作成のためのものと推定される。
- 34) 坂野潤治・前掲書, pp. 50-55.
- 35) この点は, 拙稿「帝国大学財政制度の理念と構造」pp. 193-194 において触れた。
- 36) 『明治財政史』第3巻, pp. 571-572.
- 37) 同前, 第3巻, pp. 569-571 参照。
- 38) 坂野潤治・前掲書, pp. 53-54.

III. 第二議会における1892年度予算と第三議会

1. 1892年度帝国大学予算要求と査定案

(1) 1892年度帝国大学予算要求の内容

藩閥政府は, 第一議会における予算削減の結果生じた歳計剰余金と, それ以前の剰余金を財源とした新規事業計画を組み, いわゆる「積極主義」¹⁾によって民党に対抗しようとした。

総予算要求はこの方針を反映して, 第8表に見るように, 臨時部の増加を特徴としており, その主たる内容は, (一)陸軍軍備拡張費 2,034,895 円, (二)軍艦製造費, 製鋼所設立費等 1,889,320 円, (三)河身修築費 680,615 円, であった²⁾。

第8表 1892年度総予算要求前年比較

(単位: 円)

科 目		1891年度予算	要 求	増 減	増 減 率 (%)
歳 入	経 常 部	79,543,864	79,817,598	273,733	0.34
	臨 時 部	3,918,607	6,691,088	2,792,420	70.7
	合 計	84,462,532	86,508,687	3,046,154	3.6
歳 出	経 常 部	67,785,432	69,431,979	1,646,546	2.4
	臨 時 部	9,226,819	14,070,779	4,843,960	52.5
	合 計	77,012,252	83,502,759	6,490,506	8.4

備考 (1) 『明治財政史』第3巻, p. 566 より。

帝国大学予算要求も, 総予算と同様に, 臨時部の増大という特徴が見られる³⁾。

「積極主義」の主張者である井上毅法制局長官は, 第一議会時に, 山県首相から議会の要求を拒絶する演説⁴⁾の草稿を示されて, 「政府ハ国是ヲ定メテ国権ヲ拡張スルニヨリ国費ヲ節減スヘカラストハ、国費中ノ或ル部分ニ向テ之ヲ適用スヘキノ語ニシテ(即チ陸海軍及教育殖産費ノ類)、之ヲ冗官ヲ省キ政費ヲ減スルノ問題ニ適用スヘカラス」(傍点筆者)と述べ, 国権拡張の国是を理由として, 政費節減を拒むことを批判していた⁵⁾。ここで「教育」が井上によって国権拡張に当る国費とされていることから, 政府の国権拡張—富国強兵のための新規事業増加の予算を組む方針のもとで, 帝国大学臨時部の増加要求がなされたとみることもできよう。

帝国大学臨時部の予算要求は、法科大学新営費（総額 22,700 円 2 年継続費）、工科大学新営費（総額 93,000 円 3 年継続費）、医科大学病室新営費（総額 130,000 円 5 年継続費）の新規要求を大きな特徴としていた⁶⁾。

法科大学新営費は、1891 年 8 月 15 日に、「本邦法典を授くるに、三ヶ年にしては時日不足なるを慮ひ」⁷⁾て修業年限を延長して四ヶ年としたため、学生数が増加したからで、国内法体制の整備確立の一環である法科官僚養成強化に伴う条件整備を意味していた。

工科大学新営費は、1891 年から急速に増加しつつあった工科大学学生数増加による実験室等の不足を補うためのものである⁸⁾。

また医科大学病室新営費は、眼科産科等教室及病室改築費であり、従来、入院患者の増加を 1883 年以来寄宿舎の転用による第一

医院分院（内科・外科病室）の設置と、眼科・婦人科の仮病室を本部建物において間に合わせていたのを、老朽化も進んだため、独立病室として建築しようとしたのであった⁹⁾。医科大学・病院の発展に伴い、1893 年 9 月から医科大学の建物配置を入れかえる計画が進んだが、眼科産科等教室及病室新営は、その端緒をなすものであった¹⁰⁾。

これらの新営費要求は、経済的には原蓄期を終えて資本主義が発展しつつある段階で科学・技術への需要が高まり、又政治的には法体制確立期¹¹⁾に至り、法体系の整備に伴う法科官僚養成の必要性といった要因に規定されたものであった。1890 年代の末には、京都帝国大学設置（1897）をはじめ、帝国大学の新営費増加が顕著となる（東京帝国大学医科大学解剖学病理学法医学等教室改築費・総額 449,670 円・1899 年から 6 年継続費、同医科大学医院内科外科等教室及病室改築費・総額 463,518 円・1896 年から 10 年継続費、同医科大学医化学薬物学教室及動物室新営費・総額 164,295 円・1899 年から 3 年継続費、同法科大学教室新営費・総額 89,368 円・1899 年から 3 年継続費、同農科大学農学教室改築費・総額 197,668 円・1899 年から 3 年継続費、同医科大学衛生物理学薬物教室改築費・総額 156,325 円・1899 年から 2 年継続費、など¹²⁾が、1892 年度予算要求に組み入れられた新営費は、これら大学拡張・充実の先がけをなすものだった。

だが、注目すべきは、軍艦製造費をはじめとする臨時部の新規事業費は、憲法第 67 条の庇護をうけることができず、議会で協賛を得なければならないものだったという点である。

政府の新規事業要求に対し、予算委員会は査定方針で「其基礎極メテ确实ナルモノニアラザレバ、著手セザルモノトス」¹³⁾と定め、全面的に対決する姿勢を示していたから、1892 年度予算をめぐる闘争は、以前にもまして激烈なものとなったのである。

(2) 予算委員会査定方針と帝国大学予算

衆議院は、11 月 27 日に 45 名の予算委員を選出し、委員長に松田正久（弥生倶楽部）、理事に武富時敏（同）、飯村丈三郎（同）を互選したのち、査定方針調査委員の調査にもとづく 9 カ条からなる査定方針を決定した。

査定方針は、第一議会に比べて官制改革の趣意を明記せず、調査委員湯浅次郎（弥生倶楽

第 9 表 工科法科大学学生数前年比伸び率

	工科大学 (%)	法科大学 (%)	帝国大学 (%)
1887	12	68	51
88	-16	2	-19
89	4	29	9
90	13	0	17
91	29	11	16
92	28	18	12
93	26	7	22
94	26	3	12

備考 (1) 『文部省第 14 年報』～『同第 22 年報』より。

部)が、「別ニ官制ニ立入ルトカ若クハ俸給ノ改正ヲ計ルトカ云フ目的デハ無イ」¹⁴⁾と述べ、直接天皇大権事項に食い込むことを否定しているかのように見えた。

しかし、実際には、第一議会と同様に経常部の第67条費目を削減の対象とするもので、前回に引き続き俸給・庁費を大幅に削減し、地租改正の財源を作り出す意図に貫徹されたものであった。たとえば、先の湯浅は官吏定員について、現行官制の定員は「其ノ最高数ヲ掲ゲタニ止ツテ(中略)別ニ官制ニ影響ガ無クトモ、人員ヲ減ス事ノ範囲内ニ於テ出来ルト思ヒマス」¹⁵⁾と述べ、査定方針上も「事務ノ繁閑ニ応ジテ相当ノ人員ヲ定メ予算ノ標準ト為スコト」¹⁶⁾と、人員削減を打ち出し、又俸給額についても減額が明確にされていたのである¹³⁾。

また、修繕費は「要求通りトシ」¹⁶⁾と述べ、要求を認めるかのようにであるが、すぐ続けて「但シ臨時部ハ勿論経常部ト雖モ別種ノ理由アルモノハ各科ニ於テ調査増減スルモノトス」¹³⁾と実質的に削減の対象とすることを確認し、庁費については「要求額ヨリ大約一割ヲ減スルモノト」¹³⁾し、庁費・修繕費を削減する方針であった。

この方針の実現は、再度第一議会と同様に第67条をめぐる問題を生起させる。民党は、第67条における政府への同意を確定議以前に求めるといふ、政府に有利な解釈が前回成立してさえなお、一定の削減をかちとった「実績」を背景に、第67条費目を削減した査定案の逐項審議を完了して政府に同意を迫ろうとしたのである。

また、予算要求が新規事業費増を中心に組まれたことに対し、先に述べたように査定方針は第八に「新事業ハ其基礎極メテ确实ナルモノニアラザレバ、^(マ)著手セザルモノトス」「第九 継続事業ハ予定ノ方針ニ従ヒ年度繰上等ハ本年度ニ於テ容易ニ為サザルモノトス」¹³⁾と、全面的に対決するものとなっていた。

この方針をもとに、帝国大学予算は第三科において、工藤行幹(弥生倶楽部)、宇都宮平一(同)、長谷川泰(無所属)を調査委員として審査された。三人とも第一議会で高等中学予算大幅削減に辣腕をふるった議員であり、審査は帝国大学に対し厳しいものとなった。

予算委員会総会は、帝国大学予算査定案を、第三科調査報告通り決定したが、その主な内容は次の点である。

第一に、経常部予算に査定方針に基づく削減を加え、60,000円を減じている¹⁷⁾。要求額が不明なので³⁾削減率は確定できないが、削減額では前回より9千円も上回る厳しいものである。

削減の中心は、俸給及諸給・庁費である。まず俸給及諸給への削減は、人員の削減ではなく、俸給額への減額であった。第三科調査委員宇都宮平一は、予算委員会総会に報告して次のように述べている。

「此ノ文部直轄ノ学校ノ中デ、俸給及ヒ諸給ノ所ハ、既ニ御報告致シマシタガ、三科ニ於テハ調査ニ掛リマス前ニ、凡ソノ標準ヲ定メマシタ(注 第10表)、(中略)此ノ標準ニ依ッテ、職員ニ減額ヲ加ヘマシタ、ソレカラ教官ノ給料ハ、予メ三科ニ於テ等級ヲ立テ、減額ヲ加フルノ標準ト致シマシタ、ソレヲ大体計算シテ見マスレバ、凡ソ二割位ヲ減ズルト云フヤウナ方針デアリマス(第11表参照)、ケレドモ各校ノ教官ト云フモノハ極ク特別ナモノデアッテ、又各頁ニ別レテ居ル各学校ノ中ニモ、一定ノ標準ニ往カヌ所ガ御座イマセウカラ是ハ現在員トソレカラ、要求人員ト彼是比較シテ、凡ソ一人ニ就イテドレ丈ト云フ平均ヲ定メマシテ、サウシテ要求通りノ人員ニ乗ジテ積算シタノデ御座イマス」¹⁸⁾
(傍点 筆者)

初期議会における民党の批判の一つは高級官僚の高すぎる俸給額にあった。藤田茂吉(議

員集会所)は、第一議會終了後「官制の改正及職給制を設くる意見の要領」¹⁹⁾と題する論文で、欧米に比して官吏の俸給額が高すぎることを指摘し²⁰⁾、職務の繁閑と関連なく支給され、俸給が上昇する俸給制を批判し、職給制さえ提案していた。この査定は、俸給額の減額に焦点を合わせたものであった。

第二に、臨時部予算に対する査定は、医科大学新営費のみを認め、法科・工科大学新営費を削除した。

その理由は、法科・工科大学に対しては「目下現在ノ生徒ト其ノ教場トヲ調査スレバ、少シモ差支無イト思ヒマシタカラ」²⁰⁾で、医科大学が認められた理由は「病人ガ益々増加スルニ拘ラズ、元ノ寄宿舎ヲ假用シ来ツタ所、今日ニ至ツテ甚ダ破壊シテ居ルト居ルト云フ事ダカラ」²⁰⁾であった。

予算委員会査定方針は、新規事業費に対し厳しい原則を立てていたが、帝国大学臨時部査定の上に、この様にあらわれたのである。

2. 査定案をめぐる経過と

前年度予算施行権

帝国大学予算査定案は、他の予算とともに1891年12月14日、衆議院本會議に報告された。

全査定案は、第67条費目をはじめとする經常部歳出を削減したほか、予算要求の「眼目」である陸軍軍備費・軍艦製造費・土地調査費など新規事業費の大部分を削除した(第12表)。

松方首相は、18日に早々と「実に二十五年度の予算は節約すべきは節約し、減少すべきは減少して、及ぶ丈切り詰めたものであって、殊に憲法67条の歳出に就いては此上に廃除削減に同意する余地は最早少しもない、夫故に政府は議事の始に於ても、又議事の終に於きましても、憲法67条の歳出に関して、予算委員の報告に対し、同意を表することは寸毫も出来ぬ」²¹⁾と演説し、第67条費目に関する不同意を明らかにして査定案を廃棄しようとするが、衆議院は政府に同意を求めようとする政府系議員の動議(つまりは不同意を得て査定案を廃案にする

第10表 官立学校職員俸給査定標準

(単位：年俸、円)

職 員	現行俸給令	標 準
高等師範学校長	2,500	2,000
〃 舎監一級	500	400
〃 〃 二級	400	300
女子高等師範学校長	2,000	1,500
〃 舎監一級	250	250
〃 〃 二級	200	200
尋常師範学校長	1,200~700 (6段階)	700
高等商業学校長	2,000	1,500
高等中学校長	2,000	1,500
東京工業学校長	2,000	1,300
東京音楽学校長	2,000	1,300
東京盲啞学校長	2,000	800
東京図書館長	1,200	800
大学書記官 一級	1,200	800
〃 二級	900	600
大 学 書 記 一級	720~144	600
〃 二級	(10段階)	480

備考 (1) 1891.12.8 予算委員会總會宇都宮平一説明より作成。

(2) 現行俸給令は 1891.7 勅 83, 同勅 139, 1891.11 勅 215 より。

第11表 大学教師俸給査定

(単位：年俸、円)

教 師	現 行	要 求	査 定
勅 任 教 師	2,560	2,600	2,200
奏 任 教 師	1,274	1,566	1,200

備考 (1) 1891.12.8 予算委員会總會宇都宮平一説明より作成。

第 12 表 1892 年度総予算査定結果

(単位：円)

		要 求 額	査 定	増 減	増 減 率 (%)
歳 入	経 常 部	79,817,598	80,325,361	507,763	0.6
	臨 時 部	6,691,088	6,691,088	0	0
	合 計	86,508,687	87,016,450	507,763	0.6
歳 出	経 常 部	69,431,979	65,153,846	-4,278,132	-6.2
	臨 時 部	14,070,779	10,458,564	-3,662,215	-26.0
	合 計	83,502,759	75,562,411	-7,940,347	-9.5

備考 (1) 『明治財政史』第 3 巻, p. 576.

ため)を否決し、各項審議に入り、次々と査定案を可決した。

藩閥政府の動搖は、22 日に至り軍艦製造費を全廃した査定案が可決される局面を迎え、樺山海相の「蛮勇演説」に見られるようにその頂点に達した²²⁾。

帝国大学予算は、こうした情勢下で、23 日に本会議に提出されたのである。

予算委員会における査定案の成立過程、および本会議における査定案の審議過程において、文部省は第一議会と同様に「沈黙」しつづけていたわけではない。辻新次文部次官は、予算委員会総会で、俸給・庁費削減の査定案に対し、政府原案復活の演説を行ない、俸給及諸給の削減に対して「丁度是非生物ヲ飼ツテ置キマスレバ、是ニハ相当ノ餌ヲ与ヘナケレバナラヌト均シイナ訳デ、此ノ中ニソレ丈ノ学生ガアレバ從ツテ教員ガ無ケレバナラヌト云フ次第デアリマスカラシテ、實際スノ如ク削減ニナリマシテハ、殆ト差支ヘルト思ヒマスカラ、どうぞ原案ノ通りニナサレン事ヲ希望シマス」と述べ、庁費の削減に対しては「二十四年度丈ハ忍ンデ遣ツテ居リマスケレドモ、只今モ申シマシタ通り、学生ニ対スル丈ノ用意ハどうシテモセナケレバナラヌカラシテ、此ノ金ヲ斯ノ如ク減少ニナリマシテハ甚タ差支ヲ起シマス」と窮状を訴えた²³⁾。

しかし、先に述べたが、俸給の削減はもっぱら俸給額を対象としており、人員に対してではない。それ故、何故要求通りの俸給でなければ研究教育に支障を来たすのかという説明になっておらず、査定案を論駁しえず、いちじるしく迫力を欠くものであった。

辻に対して説明に立った工藤行幹は「多ク減ジタルモノハ、全ク教授其ノ他ノ給料デアル事デ、是ハ一般……俸給ニ就イテハ目安ヲ立テ、ソレカラ比較ヲ取ツテ現在員等ニ由ツテ、多少斟酌ヲ加ヘタカラ、此ノ金ニ就イテ減額致シノハ、敢テ今更(注 説明)致シマセヌ^(マ)」²⁴⁾と反論を加え、査定案はあっさり可決される。民力休養路線と帝国大学の官僚養成性格・冗員冗費への批判が広範に存在し、帝国大学予算への大幅削減という状況が生まれている局面を打開するには、文部省の反論は一般的であり、予算の必要性を示していない。第一議会でも、第 67 条費目が削減されては行政機関の運転に差支えると山県首相は演説したが、650 万余円を削減しながら行政機関の運転が可能だった経過からすれば、一般的な必要性の強調では何ら民党の論理に抗しえなかったのも当然といえよう。

本会議においても、長谷川泰は、予算の復活を訴える辻次官に反論して、帝国大学は学生の数に比して教員が多過ぎ、減員減額しても十分やっつけられるから査定案は不当なものでない、

と述べる²⁵⁾。長谷川の議論は、教員数と学生・生徒数との対比で冗員を論ずるかなり粗雑なもので、しかも、教員数に職員をも加算しており²⁶⁾、帝国大学の状況を正しく捉えているとはいえないが、辻の反論も先に指摘した点で説得的ではなかったのである。

かくて、文部省の反論も十分な効果をあげぬままに帝国大学査定案は可決され、また、第一と第三を除く三つの高等中学予算の全廃が決定された²⁷⁾。

このまま審議が進行するなら、第一議会と同様、大幅な削減を行なった予算査定案についての同意が政府に対し求められ、不同意とした場合には、予算審議が膠着する恐れがあった。

いずれにせよ、陸軍軍備費・軍艦製造費や帝国大学法科・工科大学新営費などの臨時部歳出について第67条はカバーできず、衆議院が削除した場合、これらの歳出を制度上保障する途はなかったのである²⁸⁾。

そこで政府がとった措置は、衆議院を解散し、総選挙を挙行して議会内の勢力比を変化させ、有利な局面を作り出そうとすることだった。詔勅により、衆議院は解散させられ、予算は不成立となり、前年度予算が施行された(憲法第71条)。

この結果、高等学校予算全廃は回避され、前年度予算による維持が決定されたのである。

しかし、同時に帝国大学臨時部要求も、予算不成立によって実現不能となった。これは、坂野氏が指摘するように、「政府の積極政策と帝国憲法体制との矛盾」²⁹⁾であった。すなわち、第67条は「既定の歳出」について政府の同意権を保障することにより、議会の廃除削減を制限していたが、新規事業費については保障しえず、第71条の前年度予算施行によっても実現できなかったのである。更に、第67条についてすら、民党は政府が同意すれば「既定の歳出」も削減可能だとして査定案で削減を加えた。政府はこれに対して不同意により廃除削減を無効にしようとしたが、第一議会では一定の削減を余儀なくされたし、第二議会における第67条費目の削減に対し、解散と前年度予算で対抗した時には、新規事業費が消失してしまうという結果を招いた。

帝国大学予算は前年度予算施行となることで、折角認められた医科大学新営費予算は不成立となってしまったのである。そして後に述べるように、解散・選挙干渉によっても議会の力関係を根本的に変えることはできず、「藩閥政府が現状維持的態度を一步でも踏み出そうとすると、周到な準備を経て作られた帝国憲法は意外に役に立たなかった」³⁰⁾とする評価は、帝国大学予算についてもあてはまるものであるといえよう。

3. 第三議会における貴族院・衆議院の対立と詔勅

解散による総選挙は、1892年2月15日に行なわれ、政府はすさまじい選挙干渉を加え、政府発表ですら死者25名、負傷者388名という大弾圧となったが³¹⁾、選挙の結果は民党が依然過半数を占めていた。

5月2日に第三回議会在が召集されると、衆議院は選挙干渉に対する批判を激しく加え、松方首相の辞職を迫った。そして、同議会には、第二議会で否決された軍艦製造費等が、追加予算として提出され、この成立が重要な争点となっていた。追加予算は帝国大学予算を含んでいないので予算をめぐる分析はできないが、憲法解釈をめぐる貴・衆両院の対立を解決する方法が明治財政制度の特徴を示しているもので、この点について述べることにする。

追加予算に対して衆議院は、各省の修繕費を大幅に削減し、軍艦製造費等の新規事業費を削除して貴族院に送付した。これに対して貴族院は、軍艦製造費・震災予防調査会設備費を復活し、衆議院に同意を求めて回付した。衆議院で、山田東次(弥生倶楽部)は、貴族院の議決

は不合法であるから回付を受けつけるべきではない、という動議を提出し、政府系議員の反対もあったが、この動議は賛成多数で可決され、回付案は通牒を添えて貴族院に戻された。

貴族院は、あくまでも合法であると主張し、衆議院の通牒を受領しない旨の通牒を添えて、再度予算案を送付した。衆議院はこの送付を星亨(弥生倶楽部)議長が受領せず、貴族院に返却した。

かくて会期をわずかに4日間残した時点で、貴族院修正案の合法不合法をめぐる両院が対立し、予算審議がいずれにも属さず宙に浮く局面を迎えた。

衆議院が、貴族院修正を不合法とする理由は以下のような点にあった³²⁾。

第一に、貴族院における予算原案は衆議院が修正議決したものである(議院法第54条1項 甲議院ニ於テ政府ノ議案ヲ可決シ又ハ修正シテ議決シタルトキハ乙議院ニ之ヲ移スヘシ乙議院ニ於テ甲議院ノ議決ニ同意シ又ハ否決シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ甲議院ニ通知スヘシ 第55条1項 乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ對シタルトキハ之ヲ甲議院ニ回付スヘシ(略))。

第二に、憲法第64条の議院の予算審議権は、協賛権であり、新たに款項をますことはできない。貴族院の修正は、原案にない款項をつけ加えており、不法なものである。

貴族院がこれに対し、自己の修正案を合法とする理由は以下の点にあった³³⁾。

第一に、衆議院と貴族院の権利は同等であり、衆議院が修正し款項を削除できるなら貴族院も修正することができる。

第二に、政府提出原案は貴族院の修正議決まで存続しており、貴族院が款項を復活しても、政府原案に新たにつけ加えるものではないから、予算編制権をもつものでなく、行政権に立入っていない。

一見して、尾崎行雄が衆議院内の貴族院修正合法派を揶揄して、保守党が議院専制の途をひらくような言論をすることは不思議であると皮肉るように³⁴⁾、政府系議員があたかも議会の款項発案権を認めて予算編制権を議会のもとにおこうとするような様相を呈するが、本質的には、衆議院先議権(憲法第65条)を無力化ならしめ、貴族院の「藩屏」としての役割を強化し、衆議院の予算削減を、貴族院の復活でのりきろうとする意図によるものであった。

貴族院の主張は、この意図に貫ぬかれた強引なもので、貴族院内部においてすら、衆議院の議決案を原案としたなら新費目を加えることはできない(6月6日本会議、近衛篤磨・板倉勝達³⁵⁾)とか、貴族院の審議した原案が政府案かどうか疑問が出されて(6月11日本会議、曾我祐準³⁶⁾)いたほどであった。議院法の規定からも、貴族院における予算審議の原案は、衆議院から送付された修正案であることは明らかで、議会の予算審議権が協賛権であるという憲法第64条のある限り、貴族院が復活することはできないはずであった。この矛盾を解決するために、政府提出原案は、貴族院の修正議決まで存続しているという主張が行なわれ、いっそう矛盾を深めるものとなっていたのである³⁷⁾。

だが、この強引な主張すら、貴族院が勅裁を求める上奏を決議し下された勅諭によって、正当なものとなされ、衆議院は回付案を審議せざるをえなくなるのである³⁸⁾。

勅諭は次のように断を下している。

「憲法上予算ニ對スル貴族院、及、衆議院ノ協賛権ハ、我帝国憲法第六十五條ニ依リ、衆議院ハ貴族院ニ先チ、政府ヨリ予算案ノ提出ヲ承クルノ外、兩院ノ間ニ軒輊スル所ナキモノナリ。故ニ後議ノ議院ハ前議ノ議院ニ對シテ何等羈束セラル、コトナク、從テ前議ノ議院ニ於テ前除セル款項ヲ存留ス

ルハ素ヲリ後議ノ議院ノ修正権内ニ属スベキモノトス。但シ後議ノ議院ハ前議ノ議院ニ対シ議院法ノ命スル所ニ依リ同意ヲ求ムルヲ以テ唯一ノ手段トスルノミ。」³⁹⁾

つまり、憲法解釈で両院の対立・矛盾がある時に、天皇自ら勅諭を下すことによって天皇制政府に有利な解釈を下し解決しえたわけであり、これに対する反論の余地は一切なかった。天皇が最高権力であり、議会の審議権はこれに従属して存在しているという明治憲法体制の絶対主義的性格が露わであった。

だがこのことは同時に、天皇自らが大権発動しなければ、予算審議を軌道に乗せえないという事態を示すものでもある。しかも、こうして予算審議が再開され、両院協議会が開かれて、いわば明治財政制度の法文上のあらゆる手段がつくされてすら、震災予防調査会設備費を復活したのみで、軍艦製造費はついに削除されたのである。

衆議院で民党が多数を占めている情勢下では、明治憲法の規定のみでは、新規事業費予算を通過させ、富国強兵政策を政府の主導のもとに一举におしすすめることはできなかったのである。

〈注〉

- 1) 積極主義の主唱者は、法制局長官井上毅であったとされる。井上は、第二議会を控えて伊藤博文・松方正義に議会对策意見を建言し、伊藤に送った意見書で「第二期之議会ニ対シテハ政府ハ籠城主義ヲ改メ而専ラ進為之氣象ヲ示シ、先ンシテ人ヲ制セサルヘカラス」とのべ、第一議会における山県内閣を批判し、それに対置する「積極手段」を唱えていた(坂野『前掲書』pp. 49-52)。
- 2) 『明治財政史』第3巻, pp. 566-567.
- 3) 1892年度は、衆議院が解散され、予算が不成立になったためか、予算要求書が国立公文書館に存在していない。したがって、帝国大学予算要求は、「第二回帝国議会衆議院予算委員会速記録」(以下「第二回速記録」と略す)を中心に検討する。文部省及び総会関係の速記録は次の通り。
 - ① 『第二回速記録 第一号』(総会、予算ノ大体ニ関スル会議) 1892. 11. 30.
 - ② 『第二回速記録 第五号』(総会、各科調査委員ヨリノ報告ニ関スル会議) 1892. 12. 1.
 - ③ 『第二回速記録 第六号』(総会、各科ニ於テ調製セル調査表ニ関スル会議) 1892. 12. 2.
 - ④ 『第二回速記録 第十一号』(第三科、文部省所管予算案審議) 1892. 12. 2.
 - ⑤ 『第二回速記録 第二十七号』(総会、文部省所管予算案審議) 1892. 12. 8.
 - ⑥ 『第二回速記録 第三十号』(総会、文部省所管予算案審議) 1892. 12. 9.
 - ⑦ 『第二回速記録 第二十六号』(総会、文部省所管予算案審議) 1892. 12. 10.
- 4) I-〈注〉-(26) 参照。
- 5) 坂野『前掲書』pp. 49-50.
- 6) 「第二回速記録 第二十七号」p. 5.
- 7) 『東京帝国大学五十年史 上冊』p. 1133.
- 8) 特に学生数の増加は、機械工学、応用化学、採鉱冶金学科で顕著であり、その理由には当時製鋼所の設立が課題となっていたこと等が推測される。「工科大学学生増員ニ関スル意見書」1892. 6. 17付(『明治二十五年秘書附緊要書類』)より。
- 9) 『東京大学医学部百年史』p. 237.
- 10) 『同上』pp. 238-239.
- 11) 長谷川正安・利谷信義『日本近代法史』『岩波講座 現代法 14』岩波書店, 1966 参照。
- 12) これらは文部省所管臨時部に計上されていたので帝国大学予算にはあられない。
- 13) 『明治財政史』第3巻, pp. 574-575.
- 14) 「第二回速記録 第五号」p. 1.
- 15) 「同上」p. 2.
- 16) 第二議会における予算査定方針, 『明治財政史』第3巻, p. 574.
- 17) 「第二回速記録 第三十号」p. 14.

- 18) 「第二回速記録 第二十七号」 p. 6.
 19) 『第一期国会始末』所収。
 20) 藤田の調査によれば、各省大臣・局長の給料の高さの比較は以下のごとくである。

	日本	普国	米国
各省大臣ト職人給料ノ差	81:1	45:1	10:1
各省局長ト職人給料ノ差	47:1	18:1	4:1

- 20) 「第二回速記録 第三十号」 p. 6.
 21) 『議会誌』第1巻, p. 1442.
 22) 『大日本憲政史』第3巻, pp. 636-653.
 23) 「第二回速記録 第二十六号」 pp. 4-5.
 24) 同前, p. 5.
 25) 『議会誌』第1巻, pp. 1508-1509. この議論は、寺崎昌男「帝国大学成立期の大学観」(pp. 246-249)で紹介されている。
 26) 長谷川は、本会議で教員数を316人としているが、1891年の教員数(教授+助教授+講師)は171人であり(『文部省第19年報』)、また「明治24年度予算官吏人員比較表」(予算委員室調 明治24年2月作成、『梧陰文庫』B4118)では、勅任官3名、奏任官141名、判任官64名、合計208名に雇員145名を加えたものが帝国大学所属官吏とされており、長谷川の掲げている数字は助手・技手等を含めたものと推定される。
 27) 『議会誌』第1巻, p. 1524.
 28) 憲法上の制度としては、緊急支出制度(憲法第70条)、予備費(同第69条)をあてることも、前者は帝国議会を開会できないほど緊急で公共の安全を保持するためのもので、後者はかぎられた金額でしかも予算で否定された費目に支出するには無理があった。
 29) 坂野・前掲書, p. 58.
 30) 坂野・前掲書, p. 59.
 31) 林田亀太郎『日本政党史』上巻, p. 337.
 32) 1892年6月9日本会議における尾崎行雄、角田新平(議員集会所)、関直彦(独立倶楽部)などの意見。『議会誌』第1巻, pp. 2157-2167 参照。
 33) 1892年6月10日本会議における溝浦奎吾演説など。『議会誌』第1巻, pp. 1727-1733 参照。
 34) 『議会誌』第1巻, p. 2162.
 35) 同前, 第1巻, p. 1960.
 36) 同前, 第1巻, p. 1743-1744.
 37) 美濃部達吉はのちに「法律上から申しましても衆議院の先議権の結果として、貴族院では衆議院の議決した予算案を原案として議することになるのでありますから原案に対して廃除削減の決議は出来るが、原案よりも一層金額を増加し、又は原案に無い新なる費目を加へることは出来ない訳で随て貴族院は衆議院の可決した案を原案とする以上は衆議院で政府案を廃除削減した場合に、それを政府案に復活するといふことは、原案に無い事を発案するといふ結果になって、貴族院は之を為すことができないのであります」(『憲法講話』有斐閣書房, 1902. p. 263)とのべている。
 38) 『議会誌』第1巻, p. 1750.
 39) 同前, 第1巻, p. 2224.

IV. 第四議会と1893年度帝国大学予算

1. 帝国大学への予算削減の影響

1891年度予算が削減されて成立し、1892年度予算が不成立となったことで前年度予算が施行され、2カ年緊縮予算が施行された結果、帝国大学の財政状況にも影響があらわれていた。

(1) 俸給及諸給削減の影響

經常部予算削減の主な対象は俸給及諸給と庁費であった。このため、帝国大学經常部歳出

第13表 俸給及諸給額推移 (単位: 円)

	20	25	30 (万円)
1890	(?)		
			304,755
			279,107
1891	257,033		308,621
			279,700
			278,302
1892	(?)		
			278,855
			272,726

凡例	政府要求額	
	査定額	予算額
	決算額	

- 備考 (1) 1890年度決算は『第十二回日本帝国統計年鑑』による(以下同じ)。
 (2) 1890年度政府要求額, 1892年度政府要求額・査定額は不明(以下同じ)。
 (3) その他特にことわらないかぎり「文部省文部省所管帝国大学歳入歳出予定計算書」「同決定計算書」より作成(以下同じ)。

の俸給額にも, 第13表のように縮小されざるをえなかった。

俸給及諸給額の減少は次のような措置の結果であった。

第一に, 俸給額の減額である。

まず, 1891年3月24日, 帝国大学評議会は教授助教授の減俸を議題とした¹⁾。これはおそらく1891年度予算における減額に対応してのものと思われる。

ついで, 同年7月27日, 勅令139「帝国大学文部省直轄学校及図書館俸給令」, 勅令83「判任官俸給令」が公布され, 帝国大学教職員の新たな俸給体系が成立した。

この俸給体系は, 帝国大学等の教職員の俸給額を従来の「高等官官等俸給令」と別箇に定める意義を持つものだが²⁾, その内容は, 助教授を除く全教職員の俸給最高額を切り下げるので, 俸給減額を意図していた(第14表)。

特に勅任教授は最低額をも切り下げられ, 一方, 総長と教授以外は最低額を引き上げており, 新たな俸給体系は, 高級官吏と末端との格差を縮める意味もあったのである。

また, 同年11月9日勅令204により, 「帝国大学及文部省直轄諸学校教官ノ俸給ハ其授業ノ時間及学科ノ軽重難易等ニヨリ年俸等級相当ノ額ヲ減給スルコトヲ得」とされた。その結果, 俸給令より実際の支給額を低くしうることとなり, 教授等の平均俸給額は第15表のように減額となった。

1891年7月末か8月, 文部大臣は予算請求中俸給を減額するよう内訓を發した³⁾。これは,

第14表 俸給額比較 (単位：年俸, 円)

職員名	旧俸給令	新俸給令
総長(勅任)	5,000~3,500 (4段階)	4,000
教授(勅任)	4,000~3,500 (2段階)	3,000~2,800 (2段階)
教授(奏任)	3,000~1,000 (12段階)	2,500~1,000 (8段階)
書記官(奏任)	3,000~ 400 (18段階)	1,200~ 900 (2段階)
助教授(奏任)	1,200~ 400 (9段階)	1,200~ 600 (6段階)
舎監(奏任)	1,200~ 400 (9段階)	900~ 800 (2段階)
書記 技手	900~ 120 (10段階)	720~ 144 (10段階)

備考 (1) 旧俸給令は、1890年11月7日勅令270帝国大学職員官等定員、1886年3月17日勅令6高等官官等俸給令、1890年3月24日勅令37判任官官等俸給令である。
 (2) 判任官については月俸に12を乗じた。
 (3) 総長の1890年実額は4,999円(『東京大学年報』)。

第15表 俸給平均額 (単位：年俸, 円)

	1891	1892
総長	4,505	4,000
教授	1,528	1,353
助教授	629	657
書記	357	323
技手	244	228

備考 (1) 1891年度は、「明治二十四年度文部省所管帝国大学歳出各目明細書」における予定人員を予定額で除したものの。
 (2) 1892年度は、「各庁現員現給表」(明治25年9月1日付『梧陰文庫』B-814)より。

おそらく勅令83, 139の実施のためであろう⁴⁾。こうした俸給額の減に帝国大学内では増俸の要求がでてきた。

帝国大学評議会は、1892年度予算について審議し⁵⁾、1891年度予算減による俸給減に引き続く再度の減に対し、帝国大学の窮状を訴え、対策をとるように検討を加えた。

東京大学所蔵『重要書類彙集 従明治二十年 主同二十四年』に納められている「同上文(二十五年度予算中俸給減額ノ内訓ニ対スル伺)修正ノ件」(明治24年8月5日付)は予算削減の影響をうけた帝国大学の状況を示すものとして興味深い。以下全文を掲げる⁷⁾。

「本年度予算中俸給額ノ義御内訓相成候処右ニテハ更ニ教授之俸給分減候ヨリ外ニ手段無之候処昨年度来ニ於テ二十四年度予算中五万円ノ減額ヲ受ケ中ニ就テ俸給ノ項ニ於テ三万円余ノ減額之相成爲メ二千四百円以上教授減俸致候事ニ候得ハ此上更ニ今回減俸候所ハ何分ニモ難取計之義ニ有様類ニ減額ノ処分有之様ニテハ教官決シテ其地位ニ安シル事無之ニ至リ容易ナラサル弊害ヲ生シル次第ニ有之去迎本学之義ハ事務員迎モ従来可成節減到居皆上減員ノ見込ハ相立不申候右何分ニモ御内訓之減額ニ対シテ処分之施スベキ手段絶テ無之此上如何可為哉痛心之至ニ御座候而ハ何トカ御工夫ノ趣有之間敷哉此段相候成」

ここから、1891年度予算の俸給減により教授俸給に大幅な減額をうけたこと、この上1892年度予算の作成に際しての減俸は、教官の身分保障に危惧を与えること、また事務員も従来から節減しており、これ以上は無理であること、減額の内訓に対し施すべき手段がないから他の手段を講ずることが要請され、引きつづく俸給減に帝国大学が苦慮している様が窺える。

また「教官并書記技手俸給平均額改正方請求ノ件」は、俸給の平均額を定めた内訓に対し、「教授書記技手之俸給ハ多数囑託員又ハ雇員之手当ノ為メ使用御座候事ニテ比囑託員及ヒ雇員ハ迎モ減員不申候所本年度及ヒ来年度ニ於テ別表ノ如ク既ニ平均額ヲ超過致候事ト相成リ必至差支候間右平均額ハ何卒左之通り御改正相成候様致度此段特ニ請求候也 教授 千七百円 書記 三百六拾円 技手 三百円」と請求している。つまり、教授等の俸給を囑託員雇員の手当に使用しているために、減額は不可能であり、平均額の改正を要求しているのである。

だが、第13, 15表から見ても明らかのように俸給額全体も平均額も減少しており、結局、俸給額減額をおこなわざるをえなかったと思われる。

第二議会在終了し、前年度予算施行となった後、3月22日に評議会は「二十五年予算ノ件(実行予算と推定-筆者注)及二十六年予算ノ件ヲ議シ併セテ教授助教授等増給ニ関スル件ヲ議」⁸⁾し、1892年度予算の配分と翌年度予算請求の検討とともに、増給問題を議題とした。

更に9月21日には「二十六年度ニ教授助教授并ニ判任官ニ増給スルコトニ関シ評議」⁹⁾しており、帝国大学内部では、教授をはじめとする職員の増給要求が顕在化しつつあったのである。

第二に、予算削減の影響としては定員減という措置がとられつつあった。

1891年7月27日136「勅令帝国大学職制」、同勅令第2条にもとづいた勅令140「帝国大学教授助教授の人員に関する件」は、それ以前に比して教授定員をはじめとして職員定員を大幅に削減して定めた(第16表)。

当時の状況から、帝国大学の冗員への批判に対して行なったものと考えられる。

第三に、欠員不補充と雇員備員による代替措置がとられた。

先の勅令136は、第3条で「総長ハ須要ニ依リ文部大臣ノ許可ヲ得テ教授助教授ノ外外国教師ヲ雇入レ又ハ俸給予算定額内ニ於テ講師ヲ囑託シ及雇員ヲ使用スルコトヲ得」と定めたが、このことは、教授助教授等の欠員を雇員によって補い人件費を切りつめることを勅令によってうらづけるものであった。

たとえば、1891年度決定計算各目明細書¹⁰⁾によってこの点を検討すると、1891年度決定額は、予定現額の99.5%(279,700円に対し278,302円)の執行状態であり、それは、兼官者の俸給支給停止・免官及退官者の不補充によって生じた剰余金を、囑託教員・備員にふり向けた結果だった。

奏任俸給は教授助教授で合計15,740円を、兼官者支給停止等により減額し、「教授助教授ニ適任ノ者ナキニ依リ四拾人へ授業囑託ヲナセル」¹⁰⁾ための教員手

第16表 帝国大学定員比較

	旧定員	新定員
教授	118	75
助教授	67	50
書記官	3	2
舎監	6	2
書記	76	73
技手	112	110

備考 (1) 旧定員は1892年勅令270帝国大職員官等定員による。

(2) 新定員は1891年7月27日勅令136帝国大学職制、勅令140帝国大学教授助教授の人員に関する件による。

第17表 1891年度俸給及諸給歳出決定計算

(単位: 円)

	予定現額	決定額	増減
勅任俸給	12,205	14,199	1,994
(内訳) 総長	4,505	4,192	-313
教授	7,700	10,007	2,307
奏任俸給	131,596	129,718	-1,878
(内訳) 教授	96,171	86,167	-10,084
書記官	1,800	1,236	-563
助教授	32,725	26,961	-5,763
舎監	900	1,401	501
教員手当	0	13,952	13,952
判任俸給	51,914	49,545	-2,368
(内訳) 書記	24,617	17,046	-7,570
技手	27,296	8,568	-18,728
書記技手見習	0	113	113
備員	0	23,189	23,189
教員手当	0	627	627
非職俸給その他	5,176	7,887	-2,711
外国人諸給	77,272	76,950	-322
合計	279,700	278,302	-1,398

備考 (1) 「明治24年度文部省所管帝国大学歳出決定計算各目明細書」より作成。

(2) 予定現額は予定原額(第7表)に退官賜金・死亡賜給支給のため1,534円を第一予備金から支出したものを合算。

当 13,952 円にあてる形とした。

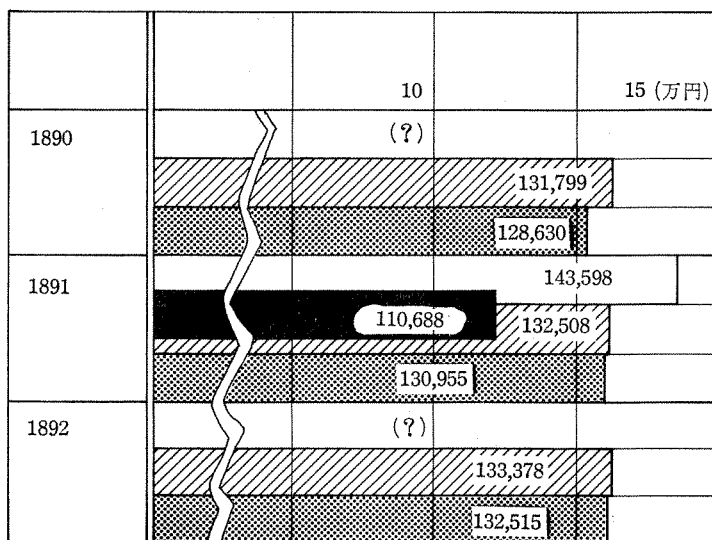
また、書記・技手で合計 26,298 円を減俸・退官者・欠員不補充により減額し、かわって備員 178 人に 23,189 円¹⁰⁾、技手・嘱託のために教員手当 627 円¹⁰⁾、合計 23,816 円を支出していたのである。

(2) 庁費削減の影響

次に、經常部における主な削減対象となっていた庁費について検討する。

第 18・19 表から、庁費（研究教育および事務に関する経費を含んでいる）は三年間ほとんど横ばい状態であり、教員一人当たりで見ると逡減していることが指摘できる。

第 18 表 庁費額推移 (単位：円)



備考 (1) 第 13 表の凡例，備考参照。

第 19 表 庁費等決算額及教員・学生当額

	1890	1891	1892
庁費決算総額 (円)	128,630	130,995	132,515
旅費決算総額	1,852	1,929	1,893
学生費決算総額	7,973	5,028	4,958
教員数 (人)	200	219	226
学生数	628	788	879
教員一人当庁費 (円)	643.2	598.2	586.3
教育一人当旅費	9.3	8.8	8.6
学生一人当学生費	12.7	6.4	5.6

備考 (1) 教員数は『帝国大学一覽』における教授・助教授・講師・助手・技手・無給助手・嘱託講師数をすべて合計。

(2) 学生数は『文部省年報第 18~20 年報』より。

旅費・学生費についてもそれぞれ教員・学生一人当たりで見ると減少している。

庁費の内訳を検討すると、標本費・試験費・雑費などは増加傾向にあるが、備品費・図書印刷費・学用患者費は減少し、教員・学生一人当たりの額でも同様な傾向となっていた(第20、21表)。これは、備品費・図書印刷費等を節約し、試験費等に当てたためと思われる¹¹⁾。

第20表 庁費推移内訳 (単位: 円)

	1890	1891	1892
庁費 備品費	19,749	18,514	18,675
図書及印刷費	20,291	18,181	17,263
筆紙墨文具	5,036	} 4,602	4,486
文具料	607		
消耗費	18,053	19,285	18,784
通信運搬費	3,369	2,913	2,966
標本費	} 30,419	1,495	1,160
試験費		34,063	36,939
学用患者費	15,249	3,793	2,921
被服費	1,621	1,870	2,114
卒業証書授与式費	286	105	129
雑費	13,900	26,068	27,072
合計	128,630	130,955	132,515

備考 (1) 「明治24年度帝国大学歳出決定計算各目明細書」等より作成。

第21表 教員及学生一人当諸費推移 (単位: 円)

	1890	1891	1892
教員一人当備品費	98.7	84.5	82.6
教員一人当図書印刷費	101.5	83.0	76.4
教員一人当試験費	176.9	204.4	212.8
教員一人当学用患者費	250.8	56.6	41.1
学生一人当試験費	96.9	93.3	99.5

備考 (1) 試験費は医科・工科・理科・農科教員数の合計で除し学用患者費は医科教員数で除した。

(2) 学生一人当試験費も同様である。

1892年度予算請求の際に、俸給節減を解決するため15,365円余のほか、学生費増5,000円、庁費28,151円、修繕費1,500円、旅費612円を合計して50,016円の支出増を要求しようとしたのも、こうした状態を解決するためだった¹²⁾。

しかし、1892年度予算は成立せず、前年度予算施行となったため、緊縮状態の解決は1893年度予算の成立に委ねられたのである。

(3) 工科大学教室新営費不成立の影響

臨時部における工科大学教室新営費などの不成立による影響を検討する。

1891年に至って、教室新営に関する件が評議会の議題にのぼりはじめた。

1891年6月9日、評議会は「工科大学応用化学採鋇冶金学教室新築（建築概算九万七千五百拾円）ノ件」¹³⁾を可決し、同月22日に「法科大学教室増築（二百人ヲ容ルヘキ教室一、百人ヲ容ルヘキ教室一、其増築費二万五千四百円）ノ件」¹³⁾を可決した。更に7月8日、「曩ニ提出セン結核病室ヲ新築スルコト能ハサルトキハ伝染病室ヲ増築スル為メ其費用ヲ二十五年年度予算ニ追加スルコトヲ議シ可決」¹³⁾し、伝染病室の増築を議決した。

ついで7月31日、「法科工科医科三大学ニ於ル新築位置ノ件」¹³⁾を議決し、場所も決定されてあとは予算の成立を待つことになったが、周知のように予算は不成立となり、実現しなかった。

この結果、校舎新築は不可能となった。工科大学に対するその影響は、東京大学所蔵『明治二十五年秘書附緊要書類』中の資料¹⁴⁾により知ることができるので、以下で検討してみる。

工科大学は、新営費が不成立になったので、学生の増加に対し、入学定員の削減方法を立¹⁵⁾切り抜けようとして、文部大臣に稟請したらしい。

これに対し文部大臣は、5月19日に令達を発し、定員削減によるのではなく、図書館などの転用により入学生を受けいれるよう指令した¹⁶⁾。

「工科大学入学生人員等ニ関スル考案書」（文部省用箋に書かれており、この令達に付随する文書と推定）は次のように述べている。

「工科大学々生ノ入学ヲ制限スルハ取りモ直サス工芸ニ関スル高等専門教育ヲ制限スルモノニシテ制限ノ広狭実施ノ緩急ニ因リ其影響スル所極メテ大ナルモノアリ且世間漸ク応用學術ヲ尚フノ氣運ニ向ヒ工学志望生ノ数年々多キ又加フルニ至リシハ寔ニ国家ノ為メ慶賀スヘキコトナリ 然ルニ今卒然其入学ヲ制限スルカ如キハ国家前途ノ為メ甚タ遺憾ニ堪ヘサルナリ」

そして、仮に毎級12~3人の入学生が増えても一級25~6人になるに過ぎず、「敢テ教員ノ増加ヲ要セサル」とのべ、「入学生ノ増加ニ由リ生スル費用」は「学生ノ実地研究費ノ如キ実験用薬品ノ如キ其全体若クハ幾分ノ支給ヲ止メ以テ彼是加除流用スルカ如キ方法ヲ取ラハ敢テ支弁ノ途ナキニ非サルヘシ」と、学生負担の増などによる解決策を示唆する。また、校舎の不足を補う方法として、現在の教室事務室や他の屋舎の差操仮用を「考按セハ一時校舎ヲ補足スルノ道ナキアラサルヘシ」と、校舎の転用を勧め、(一)工科大学近接の教師館数棟、(二)寄宿舎、(三)新築図書館(五月中落成すべきもの)、(四)元工部大学校建物、を候補として示している。

そして、一時の措置をとっても、工科志望生が増加するのを無制限に入学させることはできないから、「每学科相当ノ人員ヲ定メテ之ヲ制限セサルヲ得ス」、「工科大学全体ノ組織上ヨリ考案シ教員経費及校舎ノ三者ニ応シ入学シ得ラルヘキ最大数ヲ標準トシ学科ノ人員ヲ定ムルハ当然ナレトモ一学科少ナクモ毎年十五人以上（学科ニ依リ必要ノ上多数ノ学生ヲ養成スルヲ要セサルモノハ之ヲ除ク）ヲ入学シ得ラル、様計画スルヲ要スルヘシ」と、入学生の定員を定めることを今後の方策として提案し、その具体的方法として競争試験では「一二地方ノ者」が多数を占めることになり、各地方に高等中学を設けた趣旨に反するので、各学科の定員を各高等中学の定員に比例して配当人員を定めることを掲げていたのである。

これに対する工科大学側の回答が「工科大学学生増員ニ関スル意見書」である。

同意見書は、文部大臣の令達に接して、「校舎ノ増築成ラス入学人員ノ制限許サレサルニ

於テハ本学以外ノ建物ヲ一時仮用スルノ一策アルノミ」と校舎の転用計画を打ち出し、新築図書館中間閲覧室及事務室を土木学教室に仮用するほか、11カ所に及ぶ転用を計画し、改築費として1,840円を見積り請求している。また「考案書」が示唆していた学生費の支弁中止については、「今俄カニ学生ノ負担ヲ増シ之カ為メニ有為者ヲシテ其意向ヲ遮切セシムルハ国家ノ為メ実ニ忍ヒサル所ナリ」と、他に補充の方法をとることを提案した。

ついで、「工科大学学生増員等ニ関シ来廿六年概算訂正増加ヲ要スル同学長意見書」が、工科大学長古市公威から加藤総長へ提出され、施設の転用と学生増による費用は「前年来学生ノ増加ニ拘ラス経費ハ却テ減少致居候場合ニ付到底定額内ヲ以テ之ヲ支弁スルノ目的無之此際特ニ何レニカ支出ヲ仰クハ已ムヲ得サル義」と経費の増額を要求したのである。

6月21日、評議会は「本学年工科大学入学生員数制限ノ件ヲ議シ新築図書館及教師館等ヲ使用シ之ニ要スル費用ハ分科大学経費中ヨリ流用等ヲ為シ制限セサルコト」¹⁷⁾を決定し、29日に、「伝染病室建築ヲ次回ノ議会ニ請求スル件工科大学学生増加ニ付予算追加ノ件」¹⁸⁾を可決し、転用に要する費用は予算流用で、学生増に要する費用は追加予算で賄うことを決定した。

ついで7月14日の評議会は「新築図書館ハ当分工科大学教場ニ仮用スルコト、ナリシカ来明治二十六年九月ニ至リ明渡ヲ要スル件ヲ議シ其方法アラハ明渡スヘク且其方法ハ来ル九日ニ提出スルコトニ決ス」と、あくまで転用が一年間の暫定措置であることを確認している¹⁹⁾。

そして9月21日に「工科農科二大学本年度追加予算ノ件ヲ議シ工科ニ於テハ凡ソ八百円農科ニ於テハ凡ソ五百円ヲ提出スルコトニ決」²⁰⁾し、追加予算要求額を決定した（この追加予算は第四議会に合計870円の歳入出予算として提出され、可決された）。

以上、工科大学学生の増加に伴って教室増築の必要が生じていたにもかかわらず、予算不成立のため増築は実現されず、転用による当面の措置がとられたこと、その転用も、新築したばかりの図書館閲覧室・事務室や工科大学の階上廊下をも対象とする切迫したものであった²¹⁾ことが知れるのである。

2. 1893年度帝国大学予算要求と査定案

(1) 1893年度帝国大学予算要求の内容

第四議会に提出された帝国大学予算要求は第22表の通りである。

その第一の特徴は、庁費 21,989円増 (30.9%増)、医院費 19,109円増 (25.2%増)、学生費 5,665円増 (111.1%増) などの増加である。

俸給及諸給は微減しているが、これは傭外国人諸給の項に移したためでむしろ増額要求とみなしうるから、これらの予算要求は予算削減によって生じた緊縮状態を解決するためのものといえよう²²⁾。

第二に、1892年度予算要求に掲げ、不成立となった医科大学第一医院眼科産科等教室及病室改築費・工科大学教室新営費・法科大学新営費に加え、新たに伝染病研究室新築費・東京天文台赤道儀経緯室新築費を計上し、臨時部で51,329円増 (169%増) という大幅要求を組んだことである (第23表)。

工科・法科大学新営費は、すでに述べたように学生増に対応するものであり、また伝染病研究室新営費は、第一議会における建議でR. コツホのもとに派遣した医科大学教授宇野朗ら三名と内務省技師北里柴三郎の帰国に伴い、伝染病研究室を設置するためであった。

政府が、帝国大学を最高の研究教育機関として位置づけ、集中的に育成していくためには、これらの予算を通過させることが不可欠の課題となっていた。

第22表 1893年度帝国大学予算要求

(単位：円)

科	目	1892年度予算	1893年度要求	前年予算増減	増減率 (%)
經常部	俸給及諸給	278,166	279,092	-2,073	-0.7
	庁費	71,260	93,250	21,989	30.9
	修繕費	13,512	15,342	1,829	13.5
	旅費	1,975	2,429	454	23.0
	雑給	27,201	28,377	1,176	4.3
	学生費	5,100	10,765	5,665	111.1
	医院費	75,808	94,917	19,109	25.2
	医科大学伝染病研究室及病室費	—	4,254	4,254	—
	用途指定費	7,300	7,025	-275	-3.8
	俸外国人諸給	2,496	22,609	20,113	805.8
	小計	482,822	555,066	72,243	15.0
臨時部	新営費	30,310	46,980	16,670	55.0
	医科大学伝染病研究室設備費	—	34,659	34,659	—
	小計	30,310	81,639	51,329	169.0
合計	513,312	636,706	123,573	24.1	

備考 (1) 「明治26年度文部省所管帝国大学歳入歳出予定計算書」等より作成。

第23表 1893年度歳出予算臨時部要求

(単位：円)

新営費	医科大学第一医院眼科医科等教室及病室改築費	13,512
	工科大学応用化学及採鉱冶金学教室新営費	21,128
	法科大学教室増築費	8,350
	新営費	3,980
	医科大学伝染病研究室及設備費	34,659
合計	81,639	

備考 (1) 新営費は東京天文台赤道儀経緯儀室及附属家の新営費3,250円、医科大学第一医院氷室新営費420円等を内容としている。

帝国大学への予算要求の大きさは、文部省所管全体ではむしろ4.3%も減少していること、經常部諸学校支出金が7.6%の増で、帝国大学支出金を除くと3.3%増に過ぎないことから、十分に知ることができよう。

(2) 査定案とその特徴

第四議会は、ひき続き民党の優位をもって開会日を迎えた。すでにこの時期、自由党内の星亨などを筆頭とし、藩閥政府との妥協・接近の動きが顕著になっていたが、全面的な方針転換には至らず、予算をめぐる激しい論戦が展開された²³⁾。

予算委員会は、河野広中を委員長とし、工藤行幹ら5名の取調委員が作成した7カ条の査定方針を可決した。

第24表 1893年度歳出予算要求

(単位: 円)

		1892年度予算	1893年度要求	増 減	増 減 率 (%)
経常部	文 部 本 省	169,514	145,973	-23,540	-13.9
	震 災 予 防 会	0	18,230	18,230	—
	諸 学 校 支 出 金	786,068	845,801	59,733	7.6
	府 県 立 師 範 校 校 長 俸 給	0	35,970	35,970	—
	小 計	955,583	1,045,975	90,392	9.5
臨時部	新 営 支 出 金	50,000	70,250	20,250	40.5
	そ の 他	196,661	34,659	-162,002	-82.5
	小 計	246,661	104,909	-141,752	-57.5
文 部 省 所 管 合 計		1,202,245	1,150,885	-51,360	-4.3
一般会計	経 常 部	69,139,106	70,595,711	1,456,605	2.1
	臨 時 部	17,028,824	13,164,255	-3,864,569	-22.7
一 般 会 計 合 計		86,167,931	83,759,966	-2,407,965	-2.8

備考 (1) 一般会計は『明治財政史』第3巻, pp. 647-649 より。

(2) 文部省所管は「明治26年度文部省所管歳入歳出予算計算書」より。

同方針は、工藤が「大抵モウ二十五年度即ち第二期ノ予算委員会ニ於テ査定セラレマシタコトニ基イタモノデゴザイマス」²⁴⁾と説明したように、従来の方針を踏襲するもので、俸給・修繕費の削減を掲げ、俸給標準表と庁費標準表を作成し、綿密な査定を行なおうとした。

また、政府が第二、第三議会で不成立となっていた軍艦製造費等を要求していたため、これらの事業費の成立が一つの焦点となったが、査定方針は「第七 新事業費ハ其基礎極メテ確実ナルモノニアラサレハ著手セサルコト」²⁵⁾を確認し、ひき続き全面対決するものとなっていた。

帝国大学との関連では、庁費標準表は、両議院諸学校を例外として独自の査定をなしうることとし、俸給も大学総長を三千元(当時俸給令で四千元)と規定したほか、第五科の検討に委ねていた。第五科の主査である長谷川泰は、第五科の方針として第二議会通りの方針で調査することを提案・採用されていたから、前年度と同じく、経常部削減・事業費に対する厳しい査定方針が確認されたのである²⁶⁾。

第五科の査定を経て、総会に報告された帝国大学予算は、12月13日に可決され、翌年1月9日に本会議に提出されたのである。

帝国大学予算査定案は、次のような内容となっていた。

第一に、経常部において、俸給・庁費などを中心に合計66,626円(要求の12%)を削減。特に伝染病研究室は、臨時部の新営費全廃とからんで4,254円を全廃した。これは、総予算歳出経常部削減率7.0%と比べても厳しいものである。

第二に、臨時部では、法科大学新営費・医科大学新営費(5カ年継続費を2カ年に早めて認める)を認め、工科大学新営費・伝染病研究室新営費を削除して、合計586,992円を認めた。

経常部における削減理由は、第一・第二議会のそれと同様、帝国大学には冗員冗費があり、節約と合理化により、経費減額が可能だという点にあった。

たとえば、長谷川は第五科の審議の際に、(1) 大学内部を改良し、総長・学長を兼任、書記官を減らす、(2) 寄宿舎・舎監を廃する、(3) 大学の会計法を改良する、(4) 第一医院と第二医院を合併する、などの措置をとれば経費は節減できる、と指摘する²⁷⁾。

注目されるのは、長谷川の主張の中に、冗員冗費の合理化の一手段として、会計法の改正と、大学が独自に財源をもつことが述べられていた点である。

彼は、第五科委員会内審議のさいに次のように述べている。

「帝国大学ノ会計法ト云フモノヲ一ツ政府カラ新タニ御制定ガ出来ナイモノデアリマセウカ、(中略) 今デアリマスト僅ノ物デモ皆切符仕拂テ、中央金庫ニ持ツテ取ラナケレバナラヌ、(中略) 之ヲ金庫カラ三万円ナラ三万円、四万円ナラ四万円ト云フモノヲ大学ニ取り始終大学ニ銀行者ヲ出シテ置イテ、ソレカラ担当ヲ取ツテ置イタナラバ、中央金庫迄ニ取りニ行クト云フ憂ガナイ、従ツテ大層ナ書記ヤ属官省クコトガ出来ル、是ハ大学ノ人が明言シテアンナウルサイ事ハ審ニ困ルト言ッテ居ル」²⁸⁾

官立学校及図書館会計規則は、帝国大学総長を支払命令官と規定し、各分科大学における支出命令権を認めていない²⁹⁾。従って、予算執行上各分科大学の会計事務は、総長の支払命令を受けねばならず、著しく繁雑となる。長谷川の意見はこの点を問題にしたのである。

また彼は、帝国大学が国庫支出金にのみ依拠することなく、資金や事業により独立の財源を確保することを主張する。しかし、彼の主張は、決して大学への資金の付与を意図するものではなく、むしろ査定案における削減を合理化するためのものである。本会議における彼の査定案支持理由にこの点は明確にあらわれている。

「それ故に本員は斯く望む政府に於て国庫に剰余金がある時に五十万でも三十万でも宜しい、或は沢山ありますれば百万でも宜しい、人民が希望致しまする即ち多数の人民が希望する地租軽減の如き希望を達せしめたる上にも尚剰余の金圓がありましたならば (中略) 他の餘り必要でないものは政府に於ても省かれまして三十万なり五十万なり沢山あれば百万でも宜しい、維持金即ち小供 (帝国大学 筆者注)……維持することの金に充てられる様に本員は斯く望む、而して資産其外等から上る金が二十万円位出来ます様になりましたならば、国家経済上も大変宜しい、大学の発達にも大変宜しいから、それ故に本員等は政府に向つて剰余金のある時は金を与へられるが宜しい、而して其曉になると此の査定額よりもっと減らして宜しいのである、国庫のみに拂はせると大学は独立心を失ふから、大学の教員其他も自ら奮つて大学を維持する金員を拵へることに盡力するが宜しからうて思いまするだから国庫から遣る金は余り遣らぬが宜しいのである、是れ即ち大学に於きまして帝国大学の政府の要求の金額に対して査定して減額致しましたる精神であります」³⁰⁾ (傍点 筆者)

長谷川の主張する剰余金支出は、そもそもが国庫支出金を減額するためのものであり、しかも剰余金の使途が民力休養か軍備拡張をはじめとする事業費かという争いのもとでは、「地租軽減の如き希望を達せしめたる上にも尚剰余の金圓がありましたならば」支出するというのは、単なるポーズに過ぎないといえよう。要するに長谷川の主張は、帝国大学が「自ら奮つて」努力するなら、冗費の節約が十分可能である、という点に眼目があったのである。

次に、臨時部における査定であるが、医科大学新営費はすでに前年、老朽化の度合い甚だしいところから認められていたが、1892年の12月に火災で焼失したため³¹⁾、年限を繰り上げたのである。

新たに法科大学教室新営費が認められた理由は、「元と大名の御殿の古家を仮に用ひて居りますので晴天白日でも暗室同様である、甚だ教授上差支へることを認めました」³²⁾からである。

査定案では、工科大学新営費は「実際調査致シマシタ所が、今一年生ハ仕事ノ出来ヌコトハ無イト認メテ、此方ハ来年ニ延シマシタ」³³⁾もので、新事業費に対する厳しい査定方針によって見送られたものといえよう。

伝染病研究室について、査定案が否決した理由は、医科大学衛生学教室と二重になり無駄である³⁴⁾、という点と、北里柴三郎の参加により成り立っているこの計画³⁵⁾が、北里の希望を無視した強引なもので、こうした文部省行政への強い批判があったことである。

北里は、大日本私立衛生会の援助のもと、伝染病研究所を創設しており、文部省が伝染研を設けるということは、後の研究事業を吸収する意図をもつものと見られたのである。長谷川は2月23日に「大日本私立衛生会設立伝染病研究所補助に付設議案」³⁶⁾を提出し、北里の研究所に創立費20,000円、経常費年間15,000円の補助を提案して、帝国大学に伝染研を置く構想に止めを刺した。

3. 査定案をめぐる経過と詔勅

予算委員会が本会議に報告した総予算査定案は、経常部7.0%、臨時部27.3%を削減し、臨時部では、第三議会に提出した軍艦建造費を引続き削除するものだった³⁷⁾。また、経常部においても、行政整理を旗印に、第67条費目も削減を加えており、渡辺国武大蔵大臣は、河野予算委員長らの演説に続いて立ち、この査定案に反対の意志を表明した³⁸⁾。

衆議院は、第67条費目の削減に反対する渡辺演説を無視して審議に入り、文部省所管高等学校中学校予算のうち、第二・四・五高等学校予算を廃する点についてのみ修正しただけで、あとは査定案を可決した。

帝国大学予算は、1月9日にまず経常部予算の審議が行なわれた。

久保田諱文部次官は、削減に対し、復活を求めて次のように演説した。

「……帝国大学は御承知の通り学問の最高府であってさうして諸般の學術技芸凡そ有らゆるものを皆包括して居るので、即ち分科大学も六つございます、それで三十余りの専門学科が其中にある、特に欧米諸国に於て日新の學術が頻に進んで参りまして専門学科の種類が段々増加を致して参る今日であれば、大学の事業は益々拡張して行かなければならぬ、さうして国家の須要に応じて又其學術の蘊奥を研究致して、さうして国家の文明を進めて行くことを努めて行かなければなりませぬ、従って其ために多少の経費の増加を要することは是れ誠に止むを得ざる所であります、帝国大学は明治二十四年度に於て非常な経費の減額に会ひまして、即ち総計五万円余の減額に遭遇致しました、(中略)そこで誠に止むを得ず教官の各人の俸給を多少減らして、さうして一時の急を凌いだ様な有様である処が不幸にして明治二十五年度は予算が不成立となつて、為に今日尚ほ其旧額を減らした人は其盡減らされて居ると云ふ人が沢山ある、(中略)又其上に教授上に必要な書物や器械標本等は等も年々新しいものが段々出来て参つて年々買はなければならぬ、是等も費用のために買ふことが出来ないと云ふ様な有様、(中略)大学があつても大学自然の進行を妨げて居つて、今の現状すら大学を維持することが出来ぬと云ふ有様で、実に万已むを得ざる点許りに就いて本年度の要求を為した訳であります」³⁹⁾

1. でのべたように帝国大学の財政状況は、2年間緊縮予算が施行されたことにより悪化していた。

辻はこの点と、帝国大学を発展させて事業拡張をするためには、経費の増加が必要である

ことを主張したのだが、本会議では、一つの賛成意見も得られない。長谷川は、本会議で「帝国大学は政府要求の如き多額の金員を支出を致しませぬでも、若し賢明なる文部大臣が断然たる処置を行はれまして此大学の組織を幾分か改正されましたならば、現在の有様で現在の教員を置き現在の生徒を養ひ、或は従前よりも若干の生徒が増しました是丈の金額で即ち査定の金額で十分であらうと考へます」⁴⁰⁾と、査定案について説明を加え、予算委員会で述べた理由を再度述べているが、辻の演説は、帝国大学に冗員冗費があり、改良により査定案でも運営可能という長谷川の主張を覆しきれないのである。

民党が、行政整理を求めて経費節減を行ない、帝国大学も組上にある時、帝国大学の現状に何らの改良も加えず予算増を行なうことは、到底支持の得られないものであった。

ついで、1月11日、衆議院は帝国大学臨時部について審議を開始した。

本会議での争点は、工科大学新営費・伝染病研究室新営費の削除にあった。

久保田次官は、工科大学の入学者の増加による教室の狭益さをあげて教室新営費の必要性を訴え、伝染病研究室と衛生学教室との差異を強調し、「之を要するに一は工業を盛にし国家を富ます所の基本を作る事柄であり、一は吾人の最も重んずべき生命を安全に保続する所の方法の要項でありまして、孰も国家の富強に關係をするものでありますから、宣しく諸君の御熟考があって要求の通り決議あらんことを希望致します」⁴¹⁾と復活を求めるが、一つの支持意見も出ぬまま、査定案が可決されたのである。

帝国大学予算が可決された翌12日、総予算査定案は本会議を通過し、衆議院は憲法第67条における歳出の削減に対し、政府の同意を求めた。しかし、井上臨時総理は不同意の意を表明したため、民党は再考を求める動議を採決する一方、第67条費目の削減により、行政機関の運転に差支える理由を具体的に求めた。しかし、井上もまた渡辺蔵相も、原案の仮でなければ行政機関の運転は出来ないと答えるのみで、その必要性を説明しようとしなかった⁴²⁾。

衆議院が、再考を求める動議を可決したのに対し、政府は不同意の覆牒を送付し、あくまで不同意を表明したので、衆議院は5日間休会を議決、再開後、内閣弾劾の上奏案を可決しようとした時、政府は議会停会の詔勅により15日間停会させ、調停工作を行なった。

しかし、調停工作も効を奏さぬうちに、2月7日、衆議院は再開し、内閣弾劾上奏案を可決し、25日まで再度の休会に入った。

伊藤内閣は、軍艦建造費を否決されたまま議事が空転し、再度予算不成立により軍艦建造費が再度未決となる危機を迎えた。政府は、詔勅の発布により危機をのりこえようとした⁴³⁾。

詔勅は、行政整理を約束することで第67条費目の回復を迫り、皇室費と官吏俸給の10分の1を軍艦建造費の財源とすることで、建造費の成立をはかったのである。

この結果、衆議院は14名の委員を選出して予算の再審査を行ない、第67条費目の削減について当初より大幅に後退し、俸給及文官退官賜金を原案通り認めたほか、強いて政府と争わず修正を加え、軍艦建造費を認めて、合計6,220,397円を復活し本会議で可決、貴族院に送付、予算が成立した。

再審査の過程でも、政府は第67条費目について、493,743円のみを減ずる旨主張し、俸給及諸給は政府要求通り据置くが、其他は査定案に同意するよう求める特別委員会と対立した。

結局、議会が政府に妥協したのは、山田東次(弥生倶楽部)に代表されるように、詔勅が発布され行政整理が約束されている以上、金額で争うべきでない、とする意見によってであった⁴⁴⁾。

第25表 1893年度帝国大学予算前年比

(単位：円)

科 目	(A)	(B)	(C)	(C)	(C)-(A)
	1892年度予算	1893年度要求	成 立 額	要求実現率 (%) (B)	伸び率 (%) (A)
經常部					
俸給及諸給	278,166	270,992	260,951	96.6	-6.2
庁費	71,260	93,250	80,873	86.7	13.5
修繕費	13,512	15,342	12,000	98.2	11.2
旅費	1,975	2,429	1,700	70.0	-13.9
雑給	27,201	28,377	25,995	91.5	-4.6
学生費	5,100	10,765	8,535	79.3	67.4
医院費	75,808	94,917	88,777	93.5	17.1
医科大学伝染病研究室及病室費	—	4,254	0	0	—
用途指定費	7,300	7,025	7,025	100.0	3.8
備外国人諸給	2,496	22,609	22,609	100.0	89.1
小 計	482,822	555,066	508,427	91.6	5.3
臨時部					
医科大学新営費	—	13,522	66,235	489.8	—
工科大学新営費	—	21,128	0	0	—
法科大学新営費	—	8,350	8,350	100.0	—
伝染研設備費	30,310	34,658	0	0	—
新 営 費	—	3,980	3,980	100.0	-86.9
小 計	30,310	81,639	78,565	96.2	159.2
合 計	513,132	636,706	586,992	89.1	14.4

備考 (1) 「明治26年度文部省所管帝国大学歳入歳出予定計算書」「明治26年度文部省所管帝国大学歳入歳出決定計算書」より作成。

帝国大学予算は、この結果、当初査定による經常部削減額66,626円を19,987円復活して成立し、庁費・医院費・学生費などに一定の伸びを実現したのである。

以上のように、第四議会における予算要求は、政府が憲法第67条費目の削減に対し、不同意権を行使して俸給及諸給・庁費等の減額を防止し、行政整理を公約する詔勅によって、大きく削減を後退させ、成立した。

帝国大学予算も、ようやく庁費等の増加を実現しえた。

しかし、第67条によっても保障しえない臨時部の新規事業費や、拡張に伴う經常部の増加については、政府の意図を貫徹させるわけにはいかず、伝染病研究室を設置する方針も破産した。

なるほど、軍艦建造費は詔勅によって成立したが、数多く生じてくるだろう事業費を、悉くこのようにして実現することが可能であるはずもない。坂野氏が指摘するように⁴⁵⁾、ここには、政府の側からする手づまりが存在していた。

ま と め

以上、第一議会から第四議会にかけて、1891～1893年度帝国大学予算の成立をめぐる、憲法第67条の果たした役割と、「資金」による独立構想が現実的に破産する経過を検討してきた。

ここから指摘される重要な点を要約しておく。

第一に、第67条の果たした役割である。民党が、民力休養・経費節減路線のもとで予算削減を行なう情勢下で、帝国大学の現状に対する批判ともあいまって、経常部歳出に対する厳しい削減が加えられようとした。削減の主たる対象は、俸給及諸給・庁費であった。

これに対して、削減をある程度食い止めたのは、第67条の政府不同意権であった。第67条を楯杆としつつ、民党の切り崩しをはかるなどして、第一、第四議会では、当初の大幅削減を後退させるのに成功したのである。

第二に、しかし、第67条があってもさえ、予算削減を完全に防ぐわけにはいかなかった。民党は第67条を逆に、同意さえあれば既定の歳出等も削減可能とするものとして位置づけ、第67条費目を削減した査定案を可決し、政府に同意を迫った。政府はその都度、不同意権行使することで削減を防止したが、一定の削減を余儀なくされた。

このため、帝国大学では緊縮財政とならざるをえなかったのである。

第三に、第67条は、政府が帝国大学の拡張を行なおうとする時には全く無力であった。臨時部における新営費は、制度上、議会の廃除削減を免れえず、第67条自身、拡張に伴う経常部経費増を保障するものではなかった。工科大学新営費は、学生増に伴ってその必要が増していたにもかかわらず、二年続けて否決され、帝国大学に伝染病研究室を設置する計画も、否決されたのである。

目を転じてみると、この時期における最大の課題となっていた軍艦建造費も、海軍に対する不信等を理由として、第二、第三議会で否決された。第四議会においては、一たん否決された上、行政整理を促す詔勅の発布と、これをうけて伊藤総理が行政整理公約の演説を行ない、可決されるのである。つまり、憲法上の規定のみを根拠として、予算実現をはかるのではなく、行政整理など民党の主張を認めるポーズをとり、自由党などを抱きこむのでなければ富国強兵政策の遂行に障害をきたすものとなっていたといえよう。

一方、民党の側からも、予算削減を行なっても貴族院が地租改正法案を否決する情勢下では、民力休養を実現できず、また政府が積極政策を打ち出したことにより、当初のべていた政務費の節減による剰余で民力休養を行なうという主張に反し、実際には軍事費・事業費にも削減を加えざるをえなくなっていた。のみならず、政府が剰余金を財源とする産業育成策を打ち出したことにより、民力休養論にも分裂が生じ、民党が政府に接近する方向がうみだされていた⁴⁶⁾。

第四議会終了後、政府は臨時行政事務取調委員を置き、内閣書記官および各省の次官・局長等を委員に命じ、行政整理案を作成させた。そして、民党の批判を一定程度組み入れた帝国大学の改革を行ない、帝国大学政策のスムーズな貫徹を実現しようとしたのが、井上毅にほかならない⁴⁷⁾。彼が、1893年の夏以降行なった高等教育制度に対する一連の改革と、初期議会内の教育論議との関連は、すでに先行研究の中で指摘されている⁴⁸⁾。筆者が強調したいのは、以上検討してきたように、帝国大学の育成をはかる上での財政的根拠たる予算が、議会内で削減され続け、新規事業費も容易に実現しえない状況をふまえる時、井上の改革の基本的性格を、議会の批判を組み入れつつ大学政策のより円滑な遂行を実現する関係を創出するものとして把握すべきではないかという点である。この点の検討は、次の課題とせざるをえないが、幾つかの点を指摘しておく。

第一には、井上毅の議会对策の基本線には、山県有朋の第一議会における対応とは異なっ

て、民党・議会を単純に敵視することなく、その力を利用する姿勢があることである。

井上は第一議会を控えて山県首相に「政府ハ議会の建議を採用して之を断行することを妨げざるべきのみならず、時ありてハ輿論の勢力を利用して以て改革を断行するの機を為すも可なり」⁴⁹⁾と手紙を書き送っており、こうした議会親は以降も彼の一貫した姿勢であった。井上が改革を断行するにあたって議会の動向を考慮したであろうことは想像にかたくない。

第二に、彼は、文部大臣に就任した後も、民党の主張に一定の積極性を認めていた。

文部大臣就任後、伊藤首相に書き送った手紙の中では、「政党連中之文部攻撃ハ決して消極論に無之、即ち積極的之改革ヲ促すものニ有之候、東京大学ノ外ニ第二大学ヲ設クル之説、技芸学校ヲ設クル之説、医学部病院ヲ施療病院ハスル之説、無謝儀教育之説ノ如キ皆是ナリ、若シ文部ノ事ニシテ仍減員減額ノミニ汲々タラハ、敵ハ已ニ立シ馬ヲ呉山第一峰ニ、近日以拜晤可奉請面教候」⁵⁰⁾と、自由党などの改革論の積極性を認めており、彼の改革の上の参考としたことが十分に推察される。

第三に、井上の改革は、議会内で民党が問題とした点を問題にしていた。

たとえば高等中学校の改革、あるいは、帝国大学における講座制の導入、教授会の設置は、教授の責任と専門性を明確にし、自主改良を促すものとして、議会内の批判に対応したものであったし、1893年12月5日の勅令225による官立学校及図書館会計規則改正により、分科大学長も仕拂命令をなしうることとしたもの(第19条 学校長図書館長又ハ其ノ支部長ハ経費ヲ支出スル為メ仕拂命令官ノ責任ヲ以テ金庫ニ向ツテ仕拂請求書ヲ発スヘシ)⁵¹⁾、第四議会の長谷川の指摘に対応するものだったといえる。

井上の改革がいかなる原理をもって遂行されたかは今後の検討課題であるが、井上の改革のもつ基本的性格——民党の批判を吸収しつつ、改革を行ない、円滑な帝国大学政策の実現をはかる——は指摘しておきたい。

最後に、帝国大学財政制度のもつ大きな特徴である、「資金」の保有についてのべる。

帝国大学特別会計制度は、財政上安定するために動産部分の「資金」の急速な蓄積がはからねばならなかったが、初期議会の政治情勢のもとでは基本金の下付は不可能であった。

更につけ加えるに、デフレ下において巨額の「資金」を保有し、これからの利子収入を財源とする構想が、はたして可能なものかどうか考えざるをえないのである。

ともあれ、1891年3月の加藤請議のみならず、以降も基本金交付の要求は文部省から提出されている。日清戦争後の清国賠償金の使途について「清国賠償金ノ一部ヲ東京及京都ノ帝国大学基本金トシテ交付セラレンコトヲ請フノ議」⁵²⁾は、両帝国大学に1,875万円の基本金の交付を要求しており、また同議の中で、1891年5月と1892年7月に基本金交付の請議があったことがしるされている。1891年5月と1892年7月の請議が実現しなかった理由は、本稿のII-3で検討した如く、議会内の動向と政府が剰余金を財源として計画した積極政策との関連によると思われるが、清国賠償金からの基本金交付請議が実現しなかった理由、そして、1907年の帝国大学特別会計法(法19)によって、資金の独立を放棄していく理由については今後の検討課題である⁵³⁾。

〈注〉

- 1) 『東京大学年報』明治24年3月24日付評議会記事。
- 2) 『明治以降教育制度発達史』第3巻, p. 878.
- 3) 東京大学所蔵の『重要書類彙集^{從明治三十年至}』には、この内訓は見当たらないが、「二十五年年度予算中俸給

減額ノ内訓ニ対スル伺」(明治24年8月4日付)などの文書から、その事実を推測できる。

- 4) 勅令139付則第5条 本令ハ明治二十四年八月十六日ヨリ施行ス。
- 5) 『東京大学年報』明治24年8月3日付評議会記事。
- 6) 『同業集』には、①「二十五年年度予算中俸給減額ノ内訓ニ対スル伺」(明治24年8月4日付)、②「同上文修正ノ件」(明治24年8月5日付)、③「教官并書記技手ノ俸給年平均額改正請求ノ件」(明治24年8月5日付)が納められている。
いづれも帝国大学用箋に書かれ、①は下書きと思われ、修正がつけ加えられ、②は①の修正を清書し、更に修正をつけ加えている。②には帝国大学総長の公印はあるが、送達済の印はなく、実際に送付されたかどうか定かではない。③は公印、送達済印ともない。
- 7) 「同上文修正ノ件」には修正が加えられているが、表現上の訂正であり、趣旨に大差ないので地の文を掲げる。
- 8) 『東京大学年報』明治25年3月22日付評議会記事。
- 9) 同前、明治25年7月27日付評議会記事。
- 10) 国立公文書館所蔵、2A-32・6-⑩ B229。
- 11) たとえば、1891年度においては備品費中の器具・医学器械・理学器械・林学器械・雑器械を、図書印刷費中図書購買費、筆紙墨文具中用紙を合計2,716円節減し、これを試験費が予定額より2,793円増えたのにあてている。10)参照。
- 12) 「二十五年年度政府支出金請求概算増額調書」『重要書類彙集^{明治三十年}』所収。
- 13) 『東京大学年報』明治二十四年度評議会記事。
- 14) 『明治二十五年秘書附緊要書類』には、①「工科大学々生増員ニ関シ来廿六年度概算増加ヲ要スル同議長意見書」(工科大学長古市公威より総長加藤弘之宛、明治25年6月20日付)、②「工科大学入学生人員等ニ関スル考案書」(文部省用箋、日付なし)、③「工科大学々生増員等ニ関スル意見書」(工科大学名、附二十五年年度歳出臨時見積書、明治25年6月17日付)が納められている。
- 15) 帝国大学評議会1892年3月29日記事「二十六年年度予算及工科大学々生定員ノ件ヲ議ス」がこれと推定される。
- 16) この間の経緯は「工科大学学生増員ニ関スル意見書」による。同意見書は次のようにしている。
「本学学生ノ数ハ近年頓ニ多キヲ加ヘ来学年ニ於テ入学スヘキ学生ハ七拾名ニシテ来々学年即チ二十六年ニ於テハ更ニ増加シ百貳拾名余ノ入学志望者アリ 此ノ如ク工学志望生ノ数年年多キヲ加フルニ至リシハ素ヨリ国家ノ為メ賀スヘキコトナリ 本学ニ於テハ己ニ比事アルヲ予知シ校舍ヲ増築シテ以テ学生ノ増加ニ備ヘント欲シ第二議會ノ開会ニ先チ其方案ヲ提出シ且其際大臣并ニ次官ニ謁ヲ乞ヒ親シク説明スル所アリタレトモ遂ニ行ハレサリキ依テ止ヲ得ス入学生人員制限ノ方法ヲ立テ更ニ稟請スル所アリタルニ去月十九日大臣ノ令達ニ接シタリ」。
- 17) 『東京大学年報』明治24年度、6月21日評議会記事。この入学生員数制限の件は、「工科大学学生増員ニ関スル意見書」でのべている、来26年度の入学予定者を、志望者120名から休学落第等により100名と試算していることと思われる。
- 18) 同前、6月29日評議会記事。
- 19) 同前、7月14日評議会記事。
- 20) 同前、9月21日評議会記事。
- 21) 「工科大学学生増員ニ関スル意見書」参照。
- 22) たとえば、庁費・旅費は「二十四年度以降経費減額ノ為メ學術攻究上必須ナル器械図書等ノ購入及整理並學術実地研究旅行ヲ見合セタルモ此等必須ノ事項ハ一日モ等閑ニ附スヘカラス」こと、「学生ノ増加及博物学教場新築落成等ノ為メ器具器械図書薬品其他購入スルモノ多」いことが増額理由である。俸給の増は、「分科大学ニ於テ教官飲員アリテ逐年海外留学生ノ帰朝ヲ待テ其飲ヲ補ハントシ本年度ニ於テハ此等ハ学者及其相当ノ学者ヲ任用スルト教官等ノ増俸非職満期者ノ退官賜金ヲ要スルコト多キコト等」が、理由で、教官の増俸を意図するものであった。

また、学生費の増は「前年度ニ在テハ経費不足ノ為メ必要ノ學術実地研究旅行ヲ見合セタルモ本年度ハ之ヲ要スルト學術奨励ノ為メ給費学生ヲ増加セシニ」より、特に「大学院及文科大学理科大学等ニ入学スルモノ甚タ少キヲ以テ学資ヲ給与シ之ヲ保護奨励」するためであった。

以上「明治二十六年度文部省所管帝国大学歳入歳出予定計算書」(国立公文書館所蔵, 2 A-32・6-㉞ A 49) 参照。

- 23) 坂野・前掲書, pp. 68-73. 坂野氏は同書において, 第四議會を機とする自由党の政府への接近を, 民党の民力休養論の行きづまり(予算削減によって地租改正の財源を作りだしても, 地租改正を実現するための法律案が, 貴族院で否決される情勢下では実現不能だったこと)と, 藩閥政府の側からの手づまり(積極主義を実現しようとしても, 憲法第67条では事業費を保障できない)との中で民力休養論の行きづまりを積極主義への同調により打開しようとしたと分析している。
- 24) 「第四回帝国議會衆議院予算委員会速記録(以下第四回速記録と略す)(總會)」明治25年12月3日付, p. 4.
- 25) 同前, p. 1.
- 26) 同前, p. 14.
- 27) 「第四回速記録(第五科)」明治25年12月9日, pp. 6-7.
- 28) 同前, p. 7.
- 29) 拙稿「帝国大学財政制度の理念と構造」p. 193 参照。
 予算が成立すると, 予算の執行(予算にもとづき収入・支出その他の債務負担行為を行なう一切の行為)が行なわれるが, 支出(歳出予算の使用であり, 予算にもとづく行政目的遂行のための一切の現金の支払い, 及びこれに準ずる行為)において, 仕拂機関(=金庫)に対し, 仕拂命令を發する機関を仕拂命令官という。
- 官立学校及図書館会計規則は第19条で, 学校長を「仕拂命令官ノ責任ヲ以テ金庫ニ向ッテ仕拂請求書ヲ發スヘシ」と定めていた。
- 30) 『議會誌』第2巻, pp. 712-713.
- 31) 『東京大学医学部百年史』p. 267.
- 32) 本會議における長谷川主査説明, 『議會誌』第2巻, p. 759.
- 33) 予算委員会總會における長谷川主査説明, 「第四回速記録(總會)」明治25年12月13日, p. 14.
- 34) 長谷川は予算委員会總會で次のようにのべている。「独乙ノ如キ大学デモ衛生学教室ノアルノハ僅カニ三ツシカナシ、処ガ我医科大学デ二重ニ衛生学教室ヲ設ケルト云フノハ如何ナコトデアリマセウ、ソレ故ニ本員ハ必要デナイト思ヒコス」(同前, p. 17)。
- 35) 文部省は, 本會議では北里柴三郎と伝染病研究室との関係を述べていないが, 実際には, 第一議会の建議で派遣した三人の帝国大学教官よりも北里の参加が, はるかに重要な位置を占めていた。コッホは, 内務省が北里の留学期限を延長せず, 入れかわり文部省が三人の教官を派遣してきたので日本政府に不信を持ち, 三人の教官をうけ入れなかった。これに対し, 北里は大日本私立衛生会を経て恩賜学資を受けて研究を続け, 比肩なき業績をあげていたからである。「帝国大学歳入歳出予定計算書」には, 伝染研の説明として, 「明治二十四年度ニ於テ当省ヨリ独逸國ヘ派遣シタルコッホ氏結核病治療法研究員帰朝シ、又先年内務省ヨリ同國ヘ派遣シ多年コッホ氏ニ就キ徽菌学ヲ研究シタル者亦帰朝セルニ付」(傍点筆者)とのべ, 北里が長谷川に出した手紙でも, 医科大学長大沢謙二, 同教授三宅秀から囑托工作があったことが明らかになっている。
- 宮島幹之助『北里柴三郎伝』北里研究所, 1933, pp. 52-66 参照。
- 36) 『議會誌』第2巻, p. 1016.
- 37) 同前, pp. 591-592.
- 38) 同前, pp. 592-593.
- 39) 同前, p. 717.
- 40) 同前, p. 712.
- 41) 同前, p. 760.
- 42) この間の経緯は『大日本憲政史』第3巻, pp. 791-833.
- 43) 『議會誌』第2巻, p. 879.
- 44) 『明治財政史』第3巻, pp. 699-700.
- 45) 坂野・前掲書, pp. 58-59.
- 46) この点については坂野・前掲書, pp. 57-68 に教えられるところが大きい。
- 47) 倉沢 剛『学校令の研究』講談社, 1978, pp. 446-447.
- 48) 海後宗臣編『井上毅の教育政策』東大出版会, 1968, pp. 376-377.

- 49) 明治23年5月26日付「冗費節約意見」『史料篇第二』p. 227.
- 50) 明治26年6月8日付, 『井上毅伝 史料篇第四』p. 232.
- 51) 「支部長」が分科大学長との明示はないが, 1903年10月6日会計課長通牒「仕払命令官出張ノ為代管ヲ置キタルトキ通知方」によれば, 学長が主張の場合に代理命令官をおくことも規定しているので, 分科大学長を含むと推定する。
- 52) 牧野文書・大久保利謙篇『明治文化資料叢書 第8巻 教育篇』風間書房, 1961, pp. 211-212.
- 53) 拙稿「帝国大学財政制度の理念と構造」pp. 195-196 参照。

〔付 記〕

本稿の執筆にあたって, 立教大学の寺崎昌男先生の紹介を得て, 東京大学百年史編集室の貴重な資料を閲覧させて頂いた。編集室の酒井豊氏の御好意と合わせて謝する次第である。